

墨田区一般廃棄物処理基本計画

第4次

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

もったいないの一步先
ごみを出さない New Style

～ 未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ～



はじめに

墨田区では、平成 23 年4月に策定した「墨田区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」に基づき、廃棄物の減量やリサイクルの推進に向けて、様々なリサイクル清掃事業を進めてきました。

第3次計画では、資源物とごみの分け方・出し方を 24 時間 365 日検索できる「ごみ分別案内チャットボット」の運用を開始し、区民の利便性の向上に努めました。リサイクル推進の面では、燃やさないごみとして出された陶磁器製食器のリサイクルを 23 区初の取組として開始しました。また、計画スローガンでもある「もったいない」の精神を生かして、まだ乗ることのできる自転車を海外に輸出する「自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業」を行い、区民の皆さんから譲渡された自転車を有効活用しています。こうした取組の結果、第3次計画初年度に比べ、約 3,000t のごみの減量につながりました。

一方、第3次計画の策定から10年が経過し、「食品ロス」や「プラスチックごみによる海洋汚染」など世界的な環境問題をはじめ、廃棄物行政を取り巻く社会状況は大きく変化しています。特に、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択され、具体的な取組が推進されています。また、国や都においても各種計画が策定され、様々な環境問題への対応が図られています。

このような状況も踏まえ、本区では、この度「墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)」を策定し、“廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす”を基本理念に、今後 10 年間の取組の方向性を取りまとめました。本計画の策定にあたっては、墨田区廃棄物減量等推進審議会での検討を行うとともに、区民の皆さんからもご意見をいただき、計画内容に反映しました。

この計画を実効性のあるものにするためには、区民・事業者の皆さんと行政が協働しながら、環境に配慮した“ごみを出さないライフスタイル”を実践していくことが重要となりますので、皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。



2021(令和3)年4月

墨田区長 **山本 亨**

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
第2章 ごみ・資源物処理の現状と課題	3
1. 墨田区の現状	3
(1) 人口の推移と将来推計	3
(2) 高齢者人口の推移と将来推計	4
(3) 外国人人口の推移	5
(4) 産業の推移と状況	5
2. ごみ・資源物処理の流れ	6
3. ごみ・資源物の排出状況	7
(1) ごみ・資源物の年間総排出量の推移	7
(2) 区民1人1日あたりごみ総量の推移	8
(3) 資源化率の推移	8
(4) 区収集ごみの排出・処理実態	9
ア. 燃やすごみ（可燃ごみ）	9
イ. 燃やさないごみ（不燃ごみ）	10
ウ. 粗大ごみ	11
(5) 資源回収システム	12
4. ごみ・資源物処理にかかる経費	16
(1) 廃棄物対策費の推移	16
(2) ごみ処理コストの比較	16
5. 主な課題	17
(1) 発生抑制・排出抑制及び資源化の課題	17
(2) 普及・啓発・指導の課題	20
(3) 収集・運搬、管理・運営体制の課題	21
(4) 新型コロナウイルス感染症に対する課題	22
第3章 一般廃棄物処理基本計画	23
1. 基本理念	23
2. 基本方針	24
3. 施策の体系	26

4. 施策の展開	28
施策の方向(1) 区民・事業者・行政の協働の推進	28
施策の方向(2) 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進.....	33
施策の方向(3) 資源化への取組推進	35
施策の方向(4) 普及啓発と環境学習の推進	36
施策の方向(5) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備	38
5. 計画指標と目標値	41
(1) 前計画の指標と目標達成状況.....	41
(2) 新たな指標の設定	42
(3) 本計画の数値目標	43
(4) ごみ・資源物排出量の予測	45
6. 生活排水（し尿等）処理基本計画.....	46
(1) 現状と課題	46
(2) 処理基本計画	46
資料編 1 関連法令・計画等	47
資料編 2 ごみ量の予測・数値目標.....	55
資料編 3 排出実態調査結果【概要】	58
資料編 4 区民のごみ減量に対する意識調査結果【概要】	65
資料編 5 事業所のごみ減量に対する意識調査結果【概要】	69
資料編 6 河川のプラスチックごみ回収調査結果.....	73
資料編 7 用語の解説	76

※用語の解説

本文中の右肩に「*」印の表記がある語句は、P76「資料編 7 用語の解説」で五十音順に説明しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

一般廃棄物*の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、各自治体が計画を定めて行うこととされています。

区は、平成12年の清掃事務事業の特別区移管を受けて、平成12年3月に「墨田区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」または「計画」という。）」を策定しました。その後、平成18年4月に第2次計画、平成23年4月に第3次計画（平成29年6月に中間見直し）を策定し、区における一般廃棄物の減量とリサイクルの推進に向けて、様々なリサイクル清掃事業を展開してきました。しかし、第3次計画から10年が経過し、この間、循環型社会*の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国際的な動向では、2015（平成27）年9月の国連サミットで、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。この目標は、「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに対応し、調和させるものであり、構成される17の目標とそれに付随する169のターゲットの一つとして、「廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられています。

国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフスタイル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられています。令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品ロス*の削減を総合的に推進することを目的に、国や地方公共団体等の責務が明示され、基本方針の策定や食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項が定められました。また、令和2年7月から全ての小売店で一部の例外を除いたレジ袋が有料化されるなど、プラスチックの資源循環の総合的な推進が図られています。

墨田区においても、これまでリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の、いわゆる「3R（スリーアール）*」の促進や個別リサイクル法等の法的基盤とそれに基づく努力、排出者の意識の向上等により、廃棄物の減量と資源化の推進に取り組んできました。

しかしながら、世界的流行となった新型コロナウイルス感染症の拡大は、廃棄物処理と資源循環にも大きな影響を及ぼしています。区が行う一般廃棄物処理は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」と位置付けられていることから、安全・安心を確保したうえで、安定した廃棄物処理と資源循環を推進していくことが、今まで以上に求められることとなります。

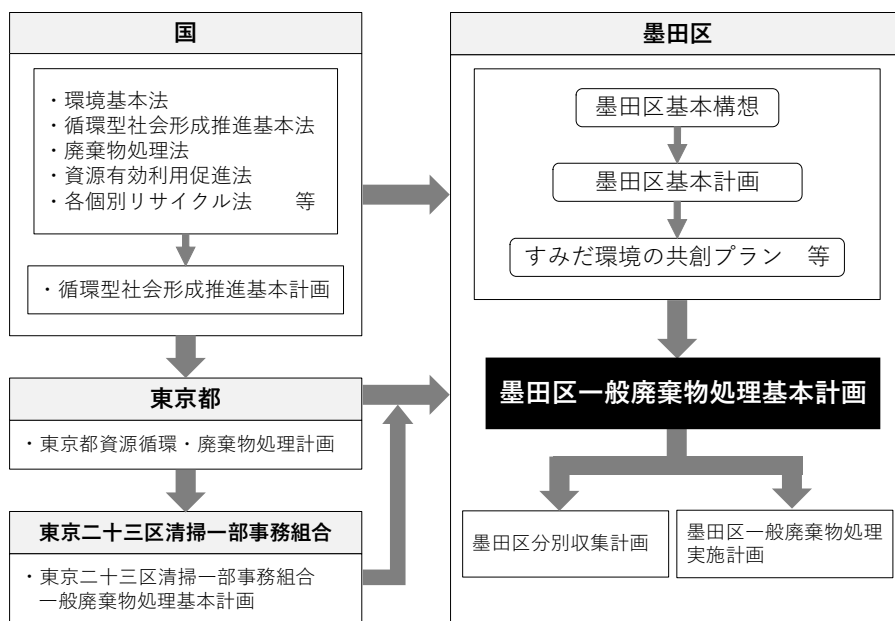
以上のような社会情勢の変化や各種法改正等に的確に対応し、循環型社会の形成を着実に進めていくために、前計画の基本理念・基本方針を踏襲しつつ、3Rの中でも2R（リデュース・リユース）*の推進を第一義的に位置付けた「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合*との関連性を有するとともに、区の長期的な個別計画の一つです。一般廃棄物処理基本計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める「基本計画」と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

本計画は、このうちの基本計画にあたり、長期的視点からの墨田区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示すものです。

図1 計画の位置付け

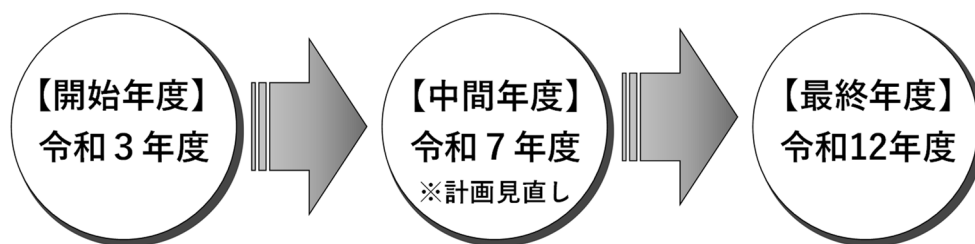


3. 計画期間

計画は、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間として策定し、おおむね5年を目途に見直しを行います。

ただし、社会情勢の大きな変化や国・東京都における重要な方針の変更などにより、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行うものとします。

図2 計画期間と目標年度



第2章 ごみ・資源物処理の現状と課題

第2章 ごみ・資源物処理の現状と課題

1. 墨田区の現状

区民1人1日あたりのごみと資源物の総量は、生活環境が変化しない限り大きく変動することはないため、家庭から排出されるごみと資源物の総排出量は、区の人口増減と相関関係にあると考えられます。

このため、ごみと資源物の総排出量の将来予測やごみ減量の目標値を設定するためには、人口の推移を整理し、将来人口を推計する必要があります。

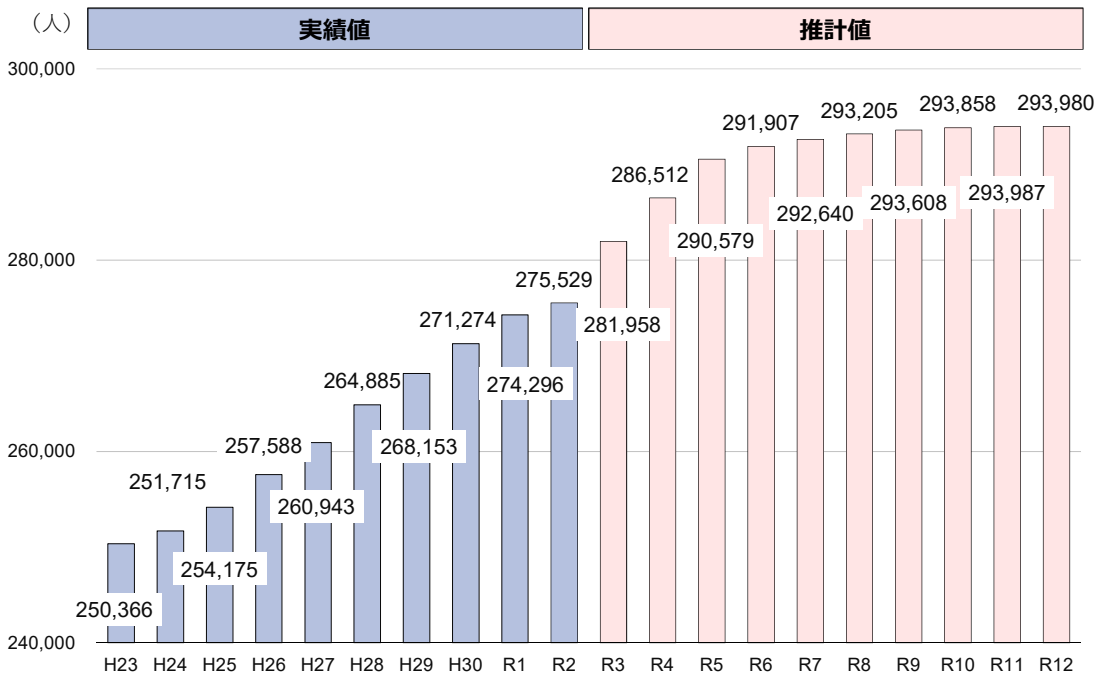
また、特に増加傾向にある高齢者世帯や外国人、区内事業者に向けた効果的な施策を更に進めるために、区の人口構成や産業構造等についても把握する必要があります。

(1) 人口の推移と将来推計

墨田区の人口は年々増加しており、令和2年4月1日現在で275,529人となっています。今後も、社会増を主要因とする増加が見込まれ、令和12年に約294,000人のピークを迎えるまで人口は増加していくと推計されます。その後は社会流入の縮小や自然減が強まる影響により減少過程に入る見込みとなっています。

本計画の最終計画年度は令和12年度となっているため、本計画の計画期間中は年々人口が増加する状況にあります。このような状況を踏まえ、効果的・効率的な一般廃棄物の処理を行っていく必要があります。

図3 人口推移（実績と推計）



出典) 実績値：住民基本台帳及び外国人登録による
(各年10月1日現在、R2のみ4月1日現在)
推計値：令和元年度将来人口推計結果（墨田区）

(2) 高齢者人口の推移と将来推計

65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）は令和2年4月1日現在で61,158人となっており、今後も増加傾向で推移する見込みです。

また、令和2年4月1日現在における高齢者が全体に占める割合は22.2%であり、計画の最終計画年度にあたる令和12年度までは大きな変動はないと推計されますが、その後は増加していく見込みとなっています。

なお、高齢者のみで構成されている世帯（一人暮らしを含む）が高齢者全体に占める割合は、平成26年1月1日現在では32.8%でしたが、令和2年1月1日現在では33.6%となり、この割合も年々増加していくと予想されます。

図4 高齢者人口と構成比の推移（実績と推計）

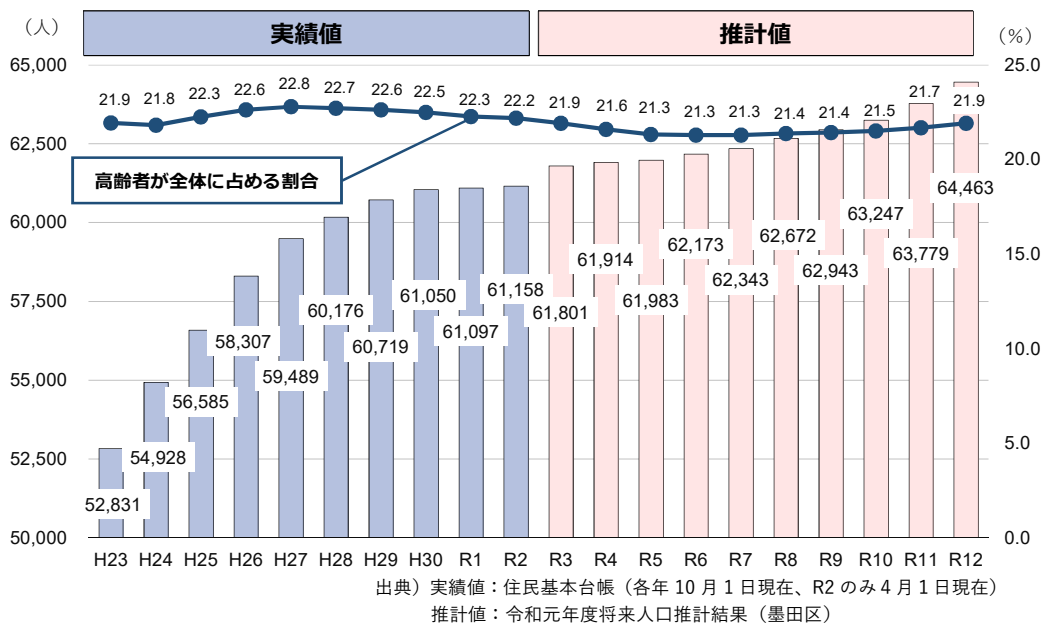
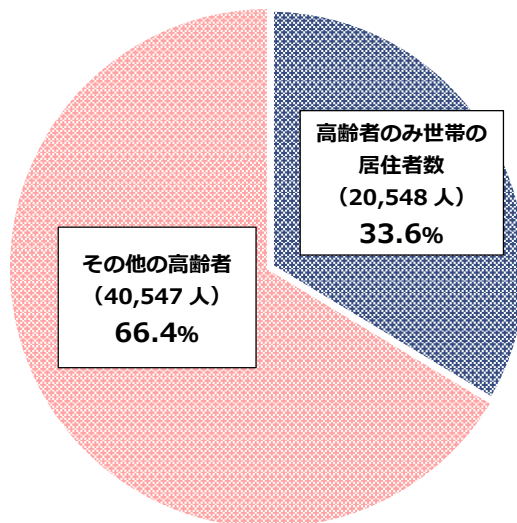


図5 高齢者全体と高齢者のみ世帯居住者の割合（令和2年1月1日現在）

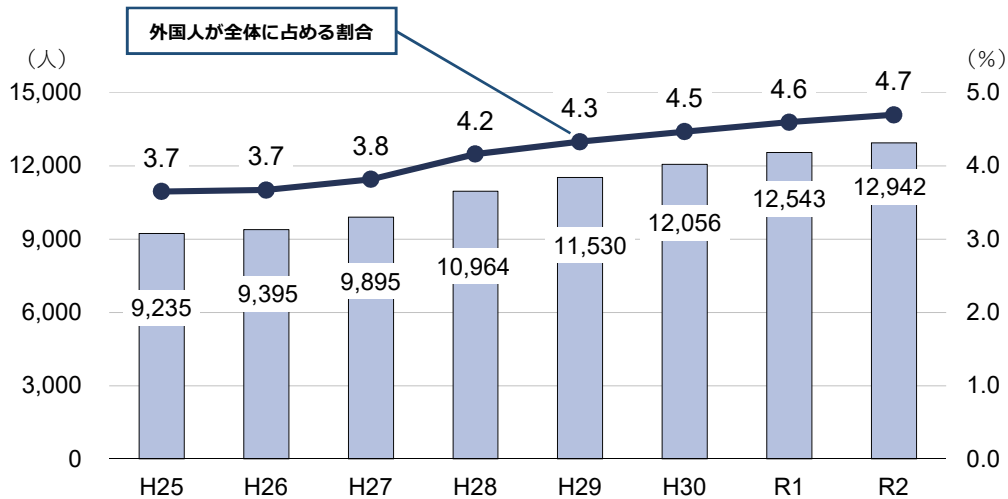


出典) 墨田区高齢者福祉課作成データを基に加工
※住民基本台帳に基づく速報値を使用しているため、区の公式数値とは若干の相違があります。

(3) 外国人人口の推移

墨田区の外国人人口は、経年的に増加傾向が続いており、令和2年3月31日現在で12,942人となり、区の人口に占める割合は4.7%になります。

図6 外国人人口と構成比の推移（実績）

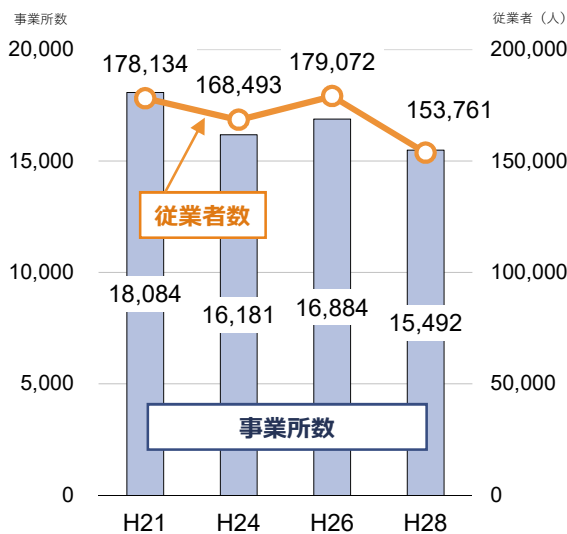


出典) 墨田区行政基礎資料集「住民基本台帳に基づく外国人の世帯数と人口(各年3月31日現在)」

(4) 産業の推移と状況

平成28年の経済センサス活動調査によると、区内の事業所数は15,492事業所、従業者数は153,761人となっています。業種では、卸売業、小売業が27.1%、製造業が20.2%、宿泊業、飲食サービス業が12.8%と続いており、この3業種で全体の6割を占めています。

図7 区内事業所数及び従業者数の推移



注) H24・H28の数値は、経済センサス活動調査のため、民営事業所のみを調査の対象としている。

図8 区内事業所の業種内訳

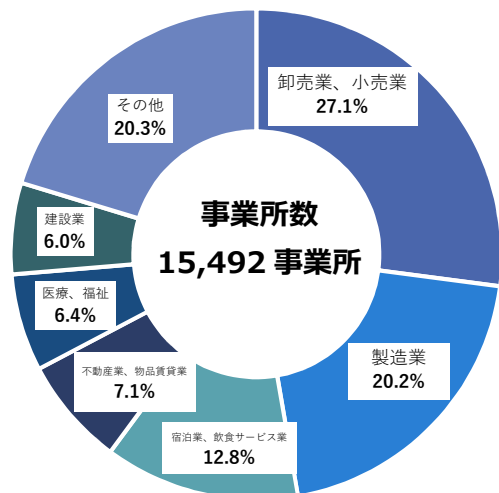
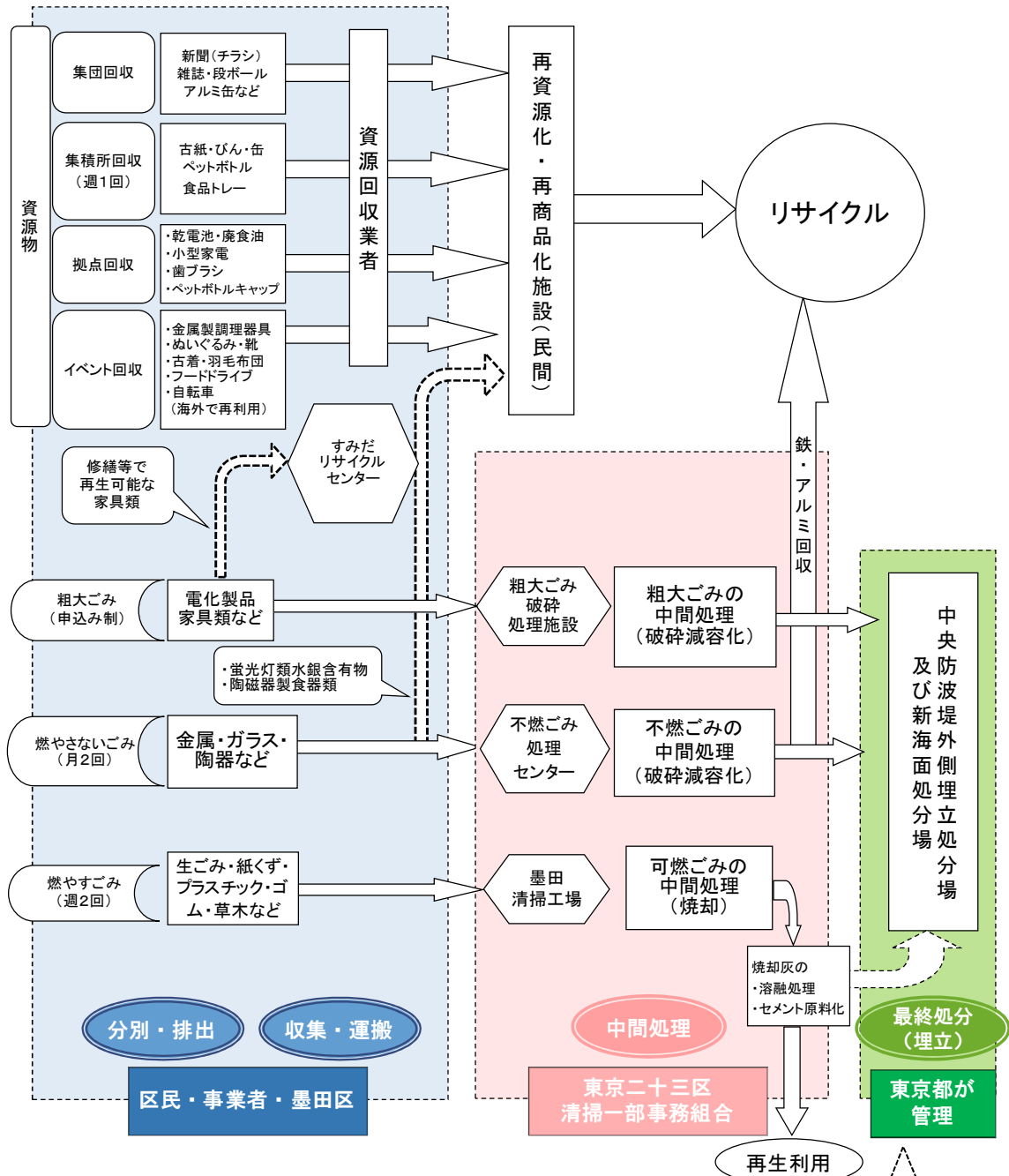


図7・図8出典) 墨田区勢概要 2019

2. ごみ・資源物処理の流れ

ごみ収集と資源物回収及びこれらの運搬は、本計画を基本とした「墨田区一般廃棄物処理実施計画」、「墨田区分別収集計画」等に基づき、墨田区（墨田区が委託する業者を含む）が行っています。ごみと資源物処理の主な流れを以下に示します。

図9 ごみ・資源物処理の主な流れと運営主体（令和2年4月1日現在）



現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、東京23区最後の埋立処分場です。
2018年時点で埋立処分場の残余年数は概ね50年以上と推定されていますが、埋立てできる量に限りがあることになりありません。限りある貴重な処分場を一日でも長く使用していくためには、一人ひとりがごみ減量やリサイクルに一層取り組んでいく必要があります。

3. ごみ・資源物の排出状況

(1) ごみ・資源物の年間総排出量の推移

ごみ・資源物の年間総排出量*は、平成 23 年度には 93,687 t でしたが、平成 30 年度には 90,169 t に減少し、4%減少しています。内訳をみると、ごみ量、資源物回収量ともに減少していますが、そのうち「粗大ごみ」、「許可収集・持込ごみ*」、「行政回収*による資源物」については増加しています。

図 10 ごみ・資源物の年間総排出量の推移

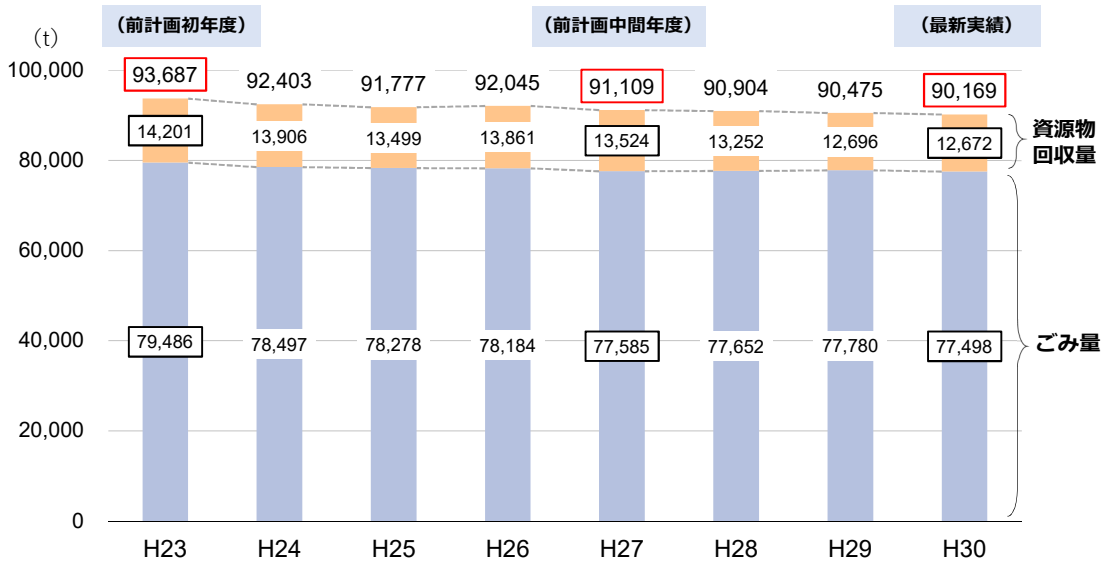


表 1 ごみ・資源物の年間総排出量の内訳 (抜粋)

(単位: t)

年度 (平成)	H23 前計画初年度	H27 前計画中間年度	H30 最新実績	H23→H30	
				増減量	増減率
ごみ	燃やすごみ ア	53,137	50,927	▲ 2,834	▲ 5%
	燃やさないごみ イ	2,327	1,951	▲ 719	▲ 31%
	粗大ごみ ウ	1,457	1,766	641	44%
	区収集ごみ エ ア+イ+ウ	56,921	54,644	▲ 2,912	▲ 5%
	許可収集・持込ごみ オ	22,565	22,941	923	4%
合計 カ エ+オ	79,486	77,585	77,498	▲ 1,988	▲ 3%
資源物	行政回収 キ	7,017	7,353	381	5%
	集団回収 ク	7,184	6,171	▲ 1,910	▲ 27%
合計 ケ キ+ク	14,201	13,524	12,672	▲ 1,529	▲ 11%
ごみ総量 コ エ+ケ	71,122	68,168	66,681	▲ 4,441	▲ 6%
年間総排出量 サ カ+ケ	93,687	91,109	90,169	▲ 3,518	▲ 4%

- 注) 1. 端数処理により、合計が合わない場合があります。
 2. ごみ総量 = 許可収集・持込ごみを除いた「ごみ」と「資源物」の総量
 3. 年度別の内訳は P55「資料編 2 ごみ量の予測・数値目標_2.実績値」をご参照ください。

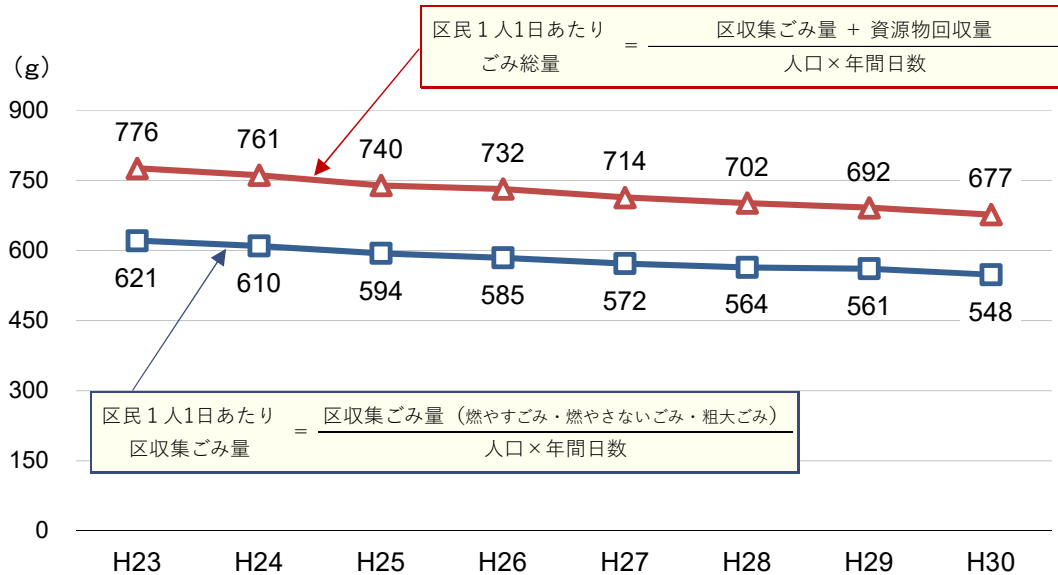
図 10・表 1 出典) 東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」

(2) 区民1人1日あたりごみ総量の推移

区民1人が1日に排出するごみ総量*は、平成23年度は776gでしたが、平成30年度には677gになり、99g減少しています。

また、区民1人が1日に排出する区収集ごみ量*は、減少傾向にあります。平成23年度は621gでしたが、平成30年度には548gになり、73g減少しています。

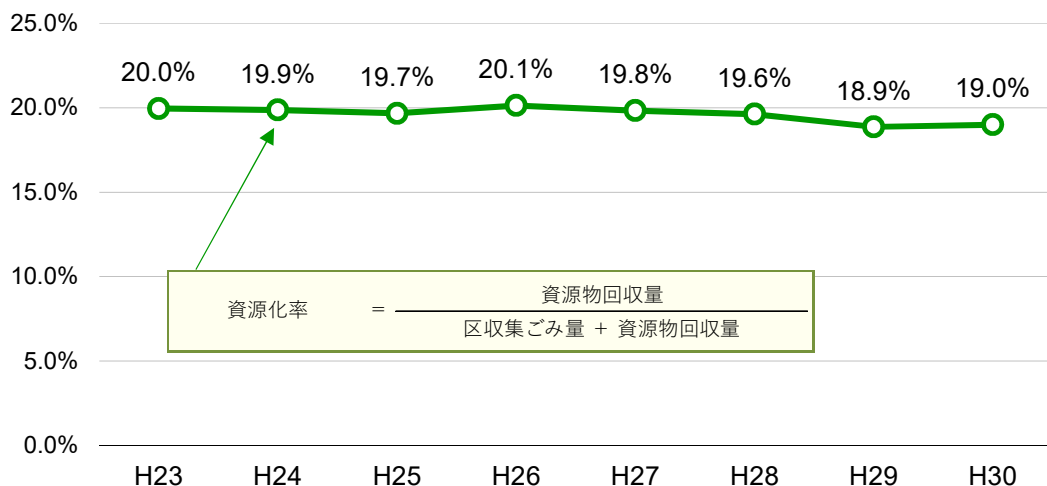
図11 区民1人1日あたりごみ総量・区収集ごみ量の推移



(3) 資源化率の推移

ごみ総量に占める資源物量の比率を示す資源化率は平成26年度をピークに低下傾向にあり、平成23年度は20.0%でしたが、平成30年度には19.0%となっています。

図12 資源化率の推移



(4) 区収集ごみの排出・処理実態

年間総排出量の約6割を占める区収集ごみについて、ごみ種別ごとに現状を分析します。

ア. 燃やすごみ（可燃ごみ）

表1で示すとおり、燃やすごみの排出量は減少傾向にあります。平成23年度は53,137tでしたが、平成30年度には50,303tになり、5%減少しています。

令和元年度に区が実施した排出実態調査によると、燃やすごみの組成割合では厨芥類(生ごみ)、紙類、プラスチック類の順で割合が高く、この3分類で全体の3/4を占めています。また、厨芥類の約5%（全体の1.6%）を「食べ残し・未開封食品」が占めています。

なお、燃やすごみの適正排出割合は79.1%となっており、資源物として回収可能なものが14.0%混入している状況です。平成21年度の排出実態調査結果と比較すると、「粗大系ごみ・適正処理困難物」の占める割合が5.5ポイント増加していることが特徴的です。

図13 燃やすごみの組成割合（湿重量）

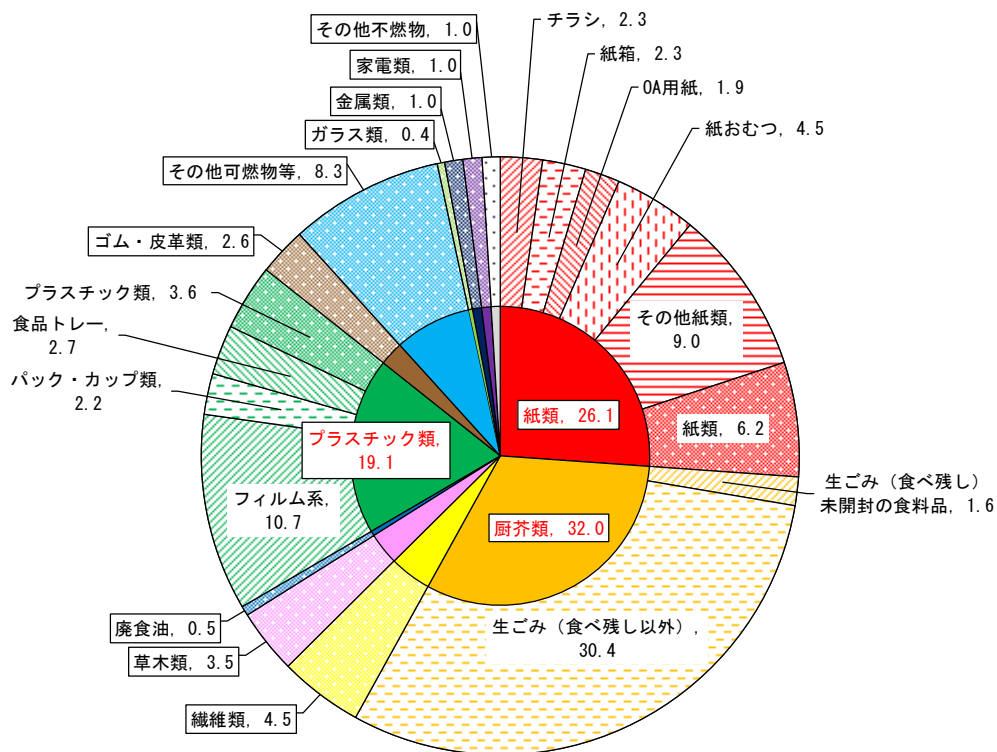


表2 燃やすごみの適正排出割合

項目		H21調査	R1調査	H21→R1
適正排出	燃やすごみ	82.8%	79.1%	▲ 3.7ポイント
不適正排出	燃やさないごみ	0.5%	1.2%	0.7ポイント
	資源物	16.6%	14.0%	▲ 2.6ポイント
	（うち集積所回収以外でリサイクル）	(2.9%)	(1.4%)	(▲ 1.5ポイント)
	粗大系ごみ・適正処理困難物	0.2%	5.7%	5.5ポイント
合計		100.0%	100.0%	

注) 端数処理により、合計が合わない場合があります。

図13・表2出典) 令和元年度 墨田区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書

イ. 燃やさないごみ（不燃ごみ）

表1で示すとおり、燃やさないごみの排出量は、減少傾向にあります。平成23年度は2,327tでしたが、平成30年度には1,608tになり、31%減少しています。

令和元年度に区が実施した排出実態調査によると、燃やさないごみの組成割合では、その他不燃物が最も多く、その他可燃物等（粗大ごみ・適正処理困難物を含む）、金属類、ガラス類が続きます。

また、燃やさないごみの適正排出割合は、50.1%となっており、平成21年度の排出実態調査結果と比較して10.7ポイント減少しています。これは、「粗大系ごみ・適正処理困難物」が18.1ポイント増加していることが大きく影響しています。

なお、区では、燃やさないごみで排出されたスプレー缶や陶磁器製食器類、蛍光灯類などの水銀含有廃棄物を回収し、リサイクルする選別回収を実施しており、燃やさないごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいます。

図14 燃やさないごみの組成割合（湿重量）

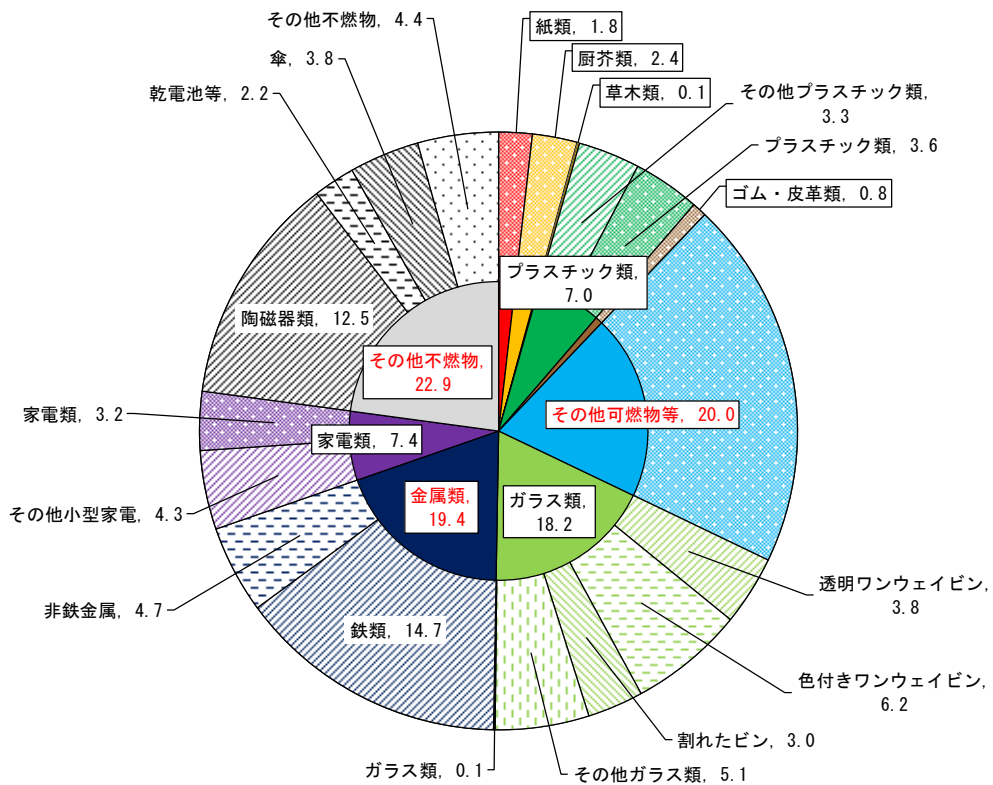


表3 燃やさないごみの適正排出割合

項目		H21調査	R1調査	H21→R1
適正排出	燃やさないごみ	60.8%	50.1%	▲10.7ポイント
不適正排出	燃やすごみ	22.1%	10.7%	▲11.4ポイント
	資源物	16.0%	20.0%	4.0ポイント
	(うち集積所回収以外でリサイクル)	(1.1%)	(6.4%)	(5.3ポイント)
	粗大系ごみ・適正処理困難物	1.2%	19.3%	18.1ポイント
合計		100.0%	100.0%	

注) 端数処理により、合計が合わない場合があります。

図14・表3出典) 令和元年度 墨田区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書

ウ. 粗大ごみ

表1で示すとおり、粗大ごみの排出量は増加傾向にあります。平成23年度は1,457tでしたが、平成30年度には2,098tになり、44%増加しています。

粗大ごみは、申込みにより収集する形態をとっていますが、区の人口増加に伴い、申請件数も年々増加している状況にあります。

区では、これらの状況に対し、以下の事業を展開し、粗大ごみの減量とリユース・リサイクルの推進に取り組んでいます。

■ すみだリサイクルセンターの運営

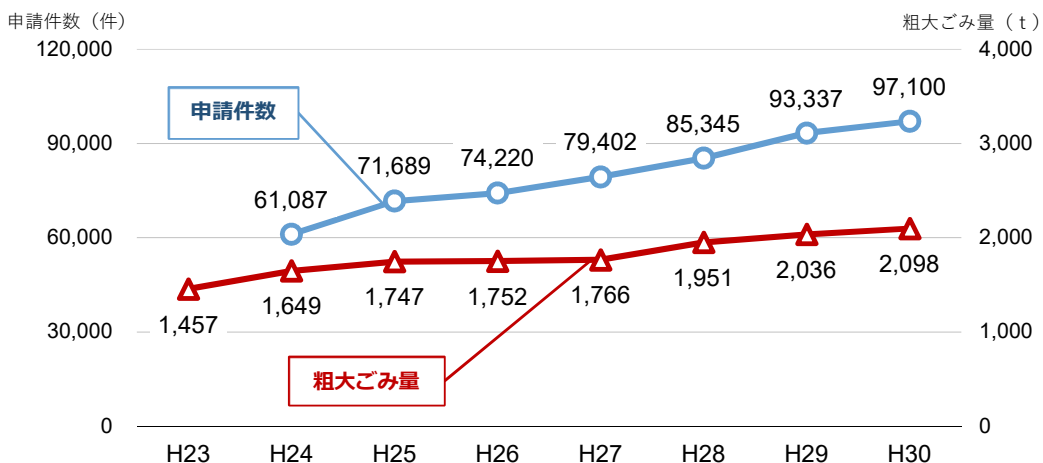
まだ十分に使用できるにも関わらず、粗大ごみとして排出された家具類等については、修理等を施した後にすみだリサイクルセンターに展示し、希望者に抽選のうえ無料で譲渡しています。

■ 自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業（令和元年度より開始）

■ 羽毛布団のリサイクル事業（令和2年度より開始）

これまで、粗大ごみとして廃棄されていた自転車と羽毛布団を、リユース・リサイクル品目として無料で回収しています。

図15 粗大ごみの申請件数とごみ量の推移



注) 1. H23の申請件数は、データ把握困難なため非表示としています。
2. 申請件数には、変更・取消申請は含みません。

出典) 申請件数：粗大ごみ申請受付実績、粗大ごみ量：東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」

表4 主な粗大ごみの収集状況（令和元年度実績：収集個数順に抜粋）

(単位：個/年)

順位	品目	収集個数	割合	順位	品目	収集個数	割合
1	ふとん（羽毛布団を含む）	27,220	11.9%	7	電気掃除機	6,741	2.9%
2	タンス（高さ90cm未満）	16,864	7.4%	8	タンス（高さ90cm以上）	5,798	2.5%
3	いす（応接用を除く）	12,153	5.3%	9	スーツケース	5,023	2.2%
4	衣装箱	8,791	3.8%	10	照明器具	4,747	2.1%
5	テーブル	8,649	3.8%	11	自転車	4,493	2.0%
6	敷物	7,981	3.5%	12	プリンター	3,942	1.7%

注) 1. 割合＝令和元年度の総収集個数229,088個に占める収集個数の割合
2. 色付箇所は、「自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業」、「羽毛布団のリサイクル事業」により、リユース・リサイクルを推進している品目

(5) 資源回収システム

家庭から出る古紙・びん・缶・ペットボトルなどの資源物をごみとして処分するのではなく、資源として活かすため、区では資源回収システムによるリサイクルを推進しています。

資源回収システムとは、集団回収*と行政回収*（集積所回収・拠点回収・イベント回収・選別回収）の総称であり、この中でも、地域コミュニティを支えるグループの主体的な活動である集団回収を最も中心的な回収方法と位置付け、集団回収で回収しきれないものを行政回収による方法で回収しています。

ここでは、資源物の回収方法別に現状を分析します。

表5 資源物の回収方法と区分

回収方法		回収場所	回収頻度	区分	
行政回収	集積所回収	集積所	週1回	古紙	新聞
					雑誌・雑紙（厚紙・包装紙・書籍等）
					段ボール
					紙パック
	拠点回収	公共施設等	常時 ※廃食油は月2回	びん	ペットボトル
					缶
					食品トレー（発泡スチロール製）
					乾電池
					廃食油
					小型家電製品
					歯ブラシ ^{注2}
					ペットボトルキャップ ^{注2}
イベント回収	公共施設や 区が主催する イベント	不定期	古布・古着	金属製調理器具	
				フードドライブ	
				ぬいぐるみ	
				靴	
				羽毛布団 ^{注2} ・自転車（海外リユース・リサイクル） ^{注3}	
選別回収	集積所	月2回 ※不燃ごみ収集時	スプレー缶等	水銀含有廃棄物（蛍光灯等）	
				陶磁器製食器類	
集団回収	実施団体が 定める	実施団体が 定める	古紙	新聞	
				雑誌・雑紙（厚紙・包装紙・書籍等）	
				段ボール	
				紙パック	
			古布		
			アルミ缶		
びん（活きびん）					

注) 1. 令和2年4月1日現在の回収方法と区分を記載しています。

2. 歯ブラシ・ペットボトルキャップ・羽毛布団は令和2年度より回収開始

3. 自転車（海外リユース・リサイクル）は令和元年度より回収開始

表6 資源物の回収量の内訳

(単位：t)

回収方法	回収品目	年度			H23→H30			
		H23	H27	H30	増減量	増減率		
行政回収	集積所回収	古紙	新聞	765	829	601	▲164	▲21%
			雑誌・雑紙	820	889	895	75	9%
			段ボール	1,333	1,580	1,645	312	23%
				2,918	3,298	3,141	223	8%
		びん	2,363	2,439	2,353	▲10	0%	
		ペットボトル	994	982	1,145	151	15%	
		缶	591	535	556	▲35	▲6%	
	食品トレー	32	29	29	▲3	▲9%		
			6,898	7,283	7,225	327	5%	
	拠点回収	乾電池	21	20	19	▲2	▲10%	
		廃食油	17	19	17	0	0%	
		小型家電製品	-	2	4	4		
		ペットボトル	81	-	-	-	-	
			119	40	39	▲80	▲67%	
	イベント回収	古布・古着	-	29	47	47		
		金属製調理器具	-	-	2	2		
			0	29	49	49		
	選別回収	スプレー缶等	-	-	37	37		
		水銀含有廃棄物	-	-	19	19		
		陶磁器製食器類	-	-	29	29		
		0	0	85	85			
行政回収合計		7,017	7,352	7,398	381	5%		
集団回収	古紙	新聞	4,229	3,453	2,621	▲1,608	▲38%	
		雑誌・雑紙	1,516	1,282	1,177	▲339	▲22%	
		段ボール	1,174	1,195	1,232	58	5%	
		紙パック	23	20	19	▲4	▲17%	
			6,942	5,950	5,049	▲1,893	▲27%	
	古布	82	61	57	▲25	▲30%		
	アルミ缶	152	156	166	14	9%		
びん（活きびん）	8	5	2	▲6	▲75%			
集団回収合計		7,184	6,171	5,274	▲1,910	▲27%		
資源物回収量 総計		14,201	13,524	12,672	▲1,529	▲11%		
資源回収量総計に占める割合	行政回収	49.4%	54.4%	58.4%	9.0ポイント			
	集団回収	50.6%	45.6%	41.6%	▲9.0ポイント			

注) 1. 端数処理により、合計が合わない場合があります。
 2. 雑誌・雑紙（集積所回収）には「紙パック」を、古布・古着（イベント回収）には「ぬいぐるみ・靴」を含みます。
 3. 選別回収により回収した「小型家電製品・乾電池」は、拠点回収の回収量に計上しています。
 4. イベント回収品目のうち、回収量が1tに満たない「フードドライブ」は、本表の計上対象外としています。

① 行政回収

行政回収による回収量は、表6に示すとおり、平成23年度は7,017tでしたが、平成30年度は7,398tとなり、5%増加しています。以下に回収方法別に現状を示します。

ア 集積所回収

集積所回収の回収量は5%増加しています。しかし、回収品目における増減の差が著しく、古紙とペットボトルの回収量は増加していますが、他の品目は減少しています。また、古紙のうち、段ボールは23%増加していますが、新聞は21%減少しています。これは、オンラインショッピング利用者の増加や紙媒体の新聞発行部数の減少など、ライフスタイルの変化が要因にあると推測されます。

なお、集積所回収には、集積所だけでなく戸別収集*も含まれます。戸別収集の軒数は年々増加しており、集積所回収全体に占める割合は、平成26年度は15.4%でしたが、平成30年度には32.2%となっています。

表7 集積所の設置箇所数と戸別収集軒数の推移

内 訳	H26	H27	H28	H29	H30
集積所（箇所）	9,856	9,792	8,315	8,461	8,192
戸別収集（軒）	1,793	2,929	2,944	3,111	3,882
全体に占める戸別収集の割合	15.4%	23.0%	26.1%	26.9%	32.2%

イ 拠点回収

拠点回収による回収量は、ペットボトルの店頭回収を平成26年度に廃止したことに起因して減少しています。乾電池・廃食油はほぼ横ばいで推移しており、平成26年度から回収を開始した小型家電製品は微増傾向にあります。なお、令和2年度より、歯ブラシとペットボトルキャップを新たに拠点回収品目として追加しています。

ウ イベント回収

イベント回収は、平成21年度から試行事業として開始しましたが、平成27年度以降に実施回数・回収品目等を拡充した結果、回収量は増加傾向にあります。

平成29年度からは、家庭で余っている食品を回収し、NPOや子ども食堂などに寄付するフードドライブ事業を開始し、食品ロスの削減を推進しています。

また、近年は、令和元年度から23区初の取組として「自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業」を、令和2年度から「羽毛布団のリサイクル事業」を開始し、資源化品目の拡充とリユース・リサイクルの推進を図っています。

エ 選別回収

燃やさないごみとして排出されたごみの中から、資源化品目を回収してリサイクルする選別回収は、平成29年度から本格実施し、その中でも陶磁器製食器類のリサイクルは23区初の取組として開始しました。また、小型家電製品や乾電池なども選別回収し、資源化の推進を図っています。

② 集団回収

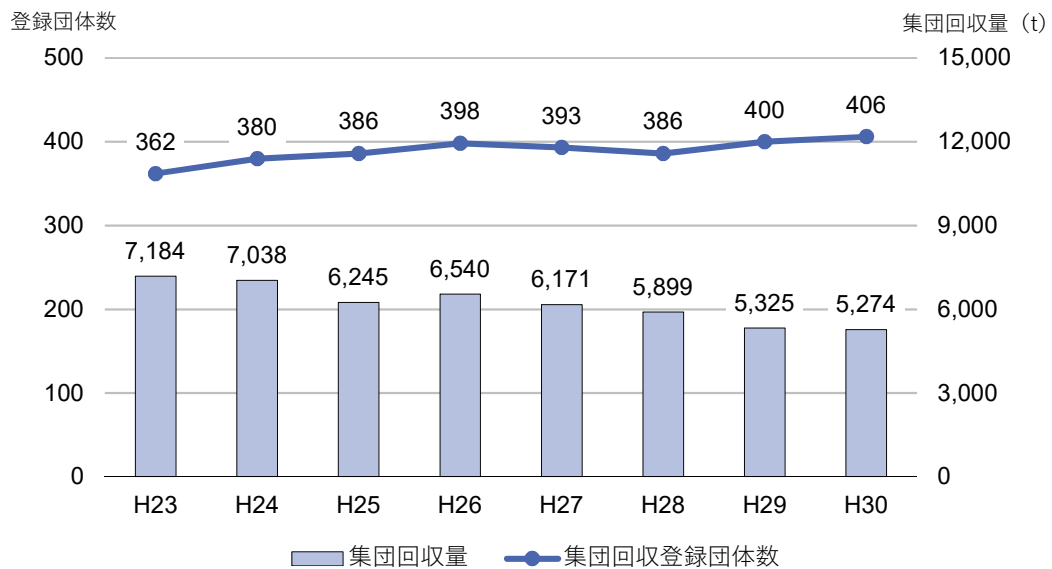
集団回収による回収量は、表6に示すとおり、平成23年度は7,184tでしたが、平成30年度には5,274tとなり、27%減少しています。また、資源回収量総計に占める集団回収量の割合は、平成23年度は50.6%でしたが、平成30年度では41.6%になり、近年は行政回収量を下回る状況となっています。

回収品目の推移をみると、アルミ缶・段ボール（古紙）を除いて減少傾向にあります。特に、新聞の回収量が38%減少しており、このことが全体の回収量に大きく影響しています。また、新聞に次いで、雑誌・雑紙の回収量が22%減少していますが、集積所回収では回収量が9%増えています。このことから、古紙の市況価格下落による集団回収業者の撤退などを要因とした、集団回収から行政による集積所回収への排出方法の移行が推測されます。

このように、資源回収量は年々減少傾向にあります。集団回収の登録団体数は、増加傾向にあります（図16）。このことから、集団回収量の減少要因は、「参加団体数の減少」ではなく、ライフスタイルの変化や古紙の市況価格の下落などに伴う「1団体あたりの回収量の減少」によるものと考えられます。

集団回収は、行政回収と比較して少ない経費で資源を回収できるだけでなく、地域の絆づくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場として有効な取組です。しかし、上述のように集団回収量は減少傾向にあるため、安定して継続していくうえでの課題があります。

図16 集団回収登録団体の推移



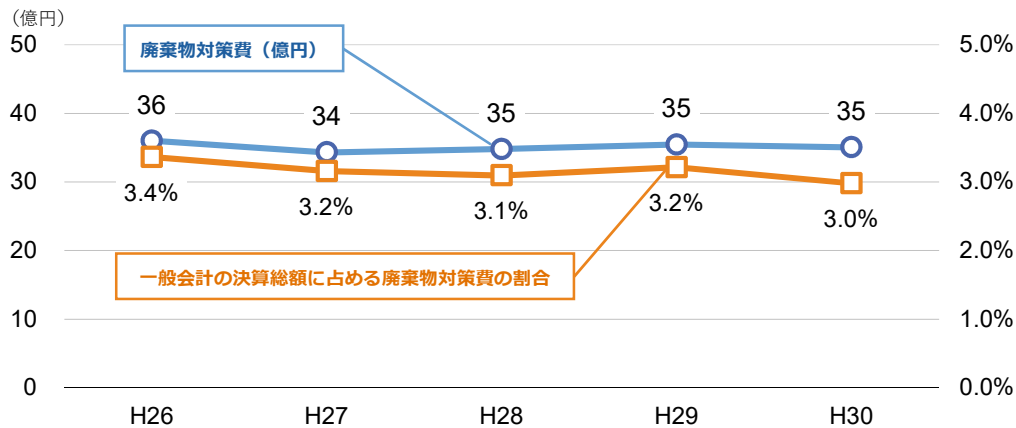
注) 集団回収登録団体数は各年度末現在の登録団体数を記載

4. ごみ・資源物処理にかかる経費

(1) 廃棄物対策費の推移

廃棄物対策費の総額はほぼ横ばいですが、一般会計の決算総額に占める廃棄物対策費の割合は減少傾向にあり、平成 26 年度は 3.4%でしたが、平成 30 年度は 3.0%となっています。

図 17 廃棄物対策費の推移

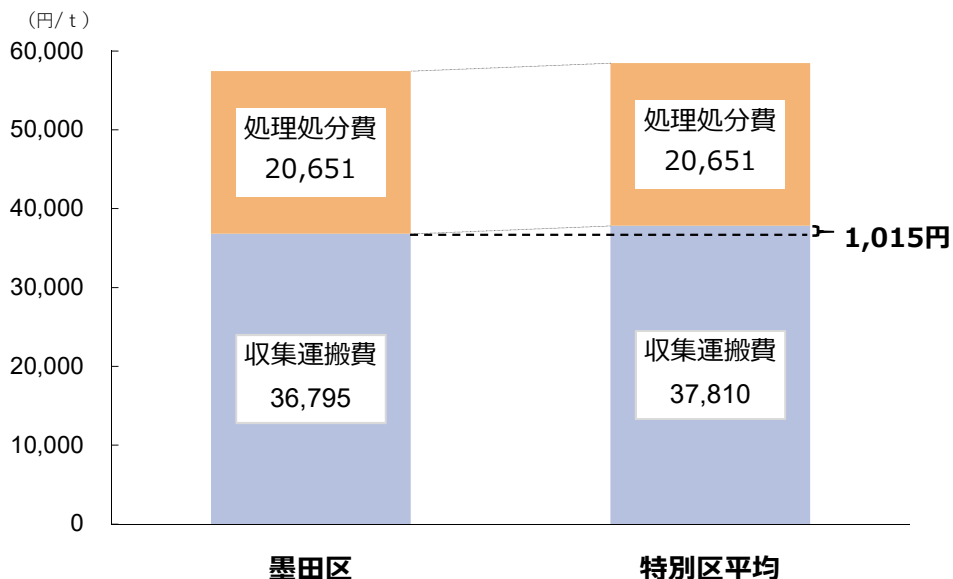


(2) ごみ処理コストの比較

平成 30 年度の墨田区と特別区平均のごみ処理コストを比較すると、処理処分経費^注にかかるコストについては、特別区共同で行っているため同額となっています。一方、墨田区の収集・運搬にかかるコスト 36,795 円/t は、各区によってごみ処理・リサイクル施策は異なりますが、特別区平均の 37,810 円/t よりも 1,015 円/t 低くなっています。

注) 処理処分経費：東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が処理処分するごみの総コストを総重量で除した 23 区の処理原価

図 18 ごみ処理コストの比較 (平成 30 年度)



5. 主な課題

(1) 発生抑制・排出抑制及び資源化の課題

① ごみの発生・排出抑制

墨田区のごみ・資源物の年間総排出量は、これまで減少傾向で推移してきました（P7）。その要因として、区の施策に対する区民・事業者の理解が深まり、ごみの発生・排出抑制の取組が進んだこと、ライフスタイルの変化等により、新聞や雑誌・雑紙の発生量が減少していること、耐久消費財や容器包装の軽量化・小型化が進んでいることなどが考えられます。

しかし、近年は、人口の増加や粗大ごみ排出量の増加により、年間総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向が見られます。

最終処分場*の延命化や、食品ロスやプラスチックごみなどの新たな社会的課題（下記参照）に対応するためには、更なるごみの減量が求められます。そのためには、3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進していくとともに、優先度の高い2R（発生抑制・再使用）に一層注力し、「ごみを出さない」「ごみをつくらない」取組を進めていく必要があります。

循環型社会の形成を推進していくために、区民・事業者・行政（区）の三者が協働して、更なるごみの発生抑制・排出抑制に取り組んでいくことが求められています。

◀ 食品ロスの削減 ▶

区のごみ・資源物の年間総排出量の55%を占める燃やすごみの減量化に向けては、燃やすごみの32%を占める生ごみ（厨芥類）の対策が重要です。生ごみの約5%は「食べ残し・未開封食品」が占めており、平成30年度のごみ量で換算すると約800tもの重さになります。このように、「本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品（食品ロス）」が多く発生しているのが現状です。

食品ロスに関しては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行され、地方公共団体に対しても、食品ロスの削減に関する施策を策定し、実施する責務が明記されました。

区が令和元年度に実施した排出実態調査（意識調査）では、食品ロスの定義を答えることができた区民は48.7%、「食品ロス削減推進法を十分に理解している」と回答した事業所は14.3%でした。食品ロスの削減を推進していくためには、区民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要があり、食品ロスについての知識や啓発を区民・事業者に広く行っていくことが区に求められています。

◀ プラスチックごみの削減 ▶

プラスチックは日用品や容器包装として広く用いられており、区の燃やすごみの19%、燃やさないごみの7%を占めています。世界のプラスチック生産量は増加を続けており、その生産等に伴うCO₂排出量の増加やプラスチックの海洋汚染問題は国際的な課題となっています。

このことに関し、国は令和元年5月に「プラスチック削減プログラム」を策定し、その取組の一環として、令和2年7月1日から「レジ袋有料化の義務付け」が開始されました。東京都においては、令和元年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定するとともに、重点的対策が必要な3つの分野の1つとして、より詳細な取組内容等を記した「プラスチック削減プログラム」を策定しています。

区では、プラスチックの海洋汚染問題を受けて、令和元年度に「河川のプラスチックごみ回収調査」を初めての取組として実施し、その結果、北十間川から海洋へのプラスチック流出を確認しています。また、令和2年度から事業者と協働した「歯ブラシ・ペットボトルキャップのリサイクル事業」を展開し、プラスチックごみの削減とリサイクルを推進しています。

今後、更なるプラスチックごみの削減を実現していくためには、ワンウェイプラスチック*の削減をはじめとして大幅なリデュース（発生抑制）が必要であり、行政の役割として、消費者の行動変容やライフスタイルの変革を促す情報発信が求められます。

また、一部を除いたプラスチック製の容器と包装は、現時点ではサーマルリサイクル*を原則としています。国においてプラスチック資源循環のための新たな制度づくりが検討されていることを踏まえ、国の動向等を注視し、プラスチック類の資源化を含めた資源物回収のあり方について検討していく必要があります。

② 資源物の回収

令和元年度に実施した排出実態調査で、資源として利用できるものがごみの中に混入していることが判明しています。これらの資源化可能物の分別の徹底を進めることがごみの減量に繋がります。

排出実態調査による資源物の割合は、燃やすごみで14%、燃やさないごみで20%となっており、平成21年度調査と比較して、燃やすごみは2.6ポイント改善（減少）していますが、燃やさないごみでは4.0ポイント悪化（増加）しています（P9：表2、P10：表3）。本来、ごみの中に混入している資源物の割合は0%になることが望ましく、これらの資源物を有効に利用するためには、より一層の分別の徹底を周知・啓発していく必要があります。

また、近年、中国をはじめとするアジア各国の廃棄物に関する輸入規制強化の影響により、国内の古紙の需給バランスが崩れ、古紙価格が急激に下落するなど、ごみ処理や資源循環に直接的な影響を与えるような状況が発生しています。国内外の動向を注視し、幅広い視野と長期的な展望をもって、今後のごみ処理と資源物回収のあり方について検討していく必要があります。

③ 集団回収

集団回収は、地域コミュニティを支えるグループ等の主体的な活動であり、行政回収と比較して少ない経費で資源を回収できるだけでなく、地域の絆づくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場としても有効な取組です。そのため、区では集団回収を最も中心的な資源物回収方法として位置付けています。

区では、各町会・自治会に所属する区民から構成される、「すみだリサイクル清掃地域推進委員」と協働し、地域の町会、自治会、子ども会、マンションの管理組合などに集団回収への参加を呼び掛けています。その結果、集団回収の登録団体数は増加傾向で推移しています（P15：図16）。

しかし、ライフスタイルの変化などを要因として集団回収量は減少傾向にあり、行政回収量を下回る状況が続いています。（P13：表6）。また、古紙の市況価格の下落による集団回収業者の撤退を防ぐため、リサイクルルート維持対策費*の支出が不可欠となっている現状があります。

今後、活動団体の高齢化による担い手不足や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資源循環の安定性に懸念があるため、安心して集団回収を継続できる仕組み作りが求められています。

(2) 普及・啓発・指導の課題

① 情報提供・普及啓発

区はこれまで、資源物・ごみの分別方法を記載したパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方（保存版）」の全戸への配布及び外国語版（英語・中国語・韓国語）の作成、平成 30 年 7 月に導入した「墨田区ごみ分別案内チャットボット*」などにより、幅広い区民に対し、ごみの排出ルールや分別方法などの情報を提供してきました。

しかし、区の人口は、計画最終年度である令和 12 年度まで増加傾向で推移し、外国人世帯や高齢者人口もさらに増加していく見込みです。これらの人々に的確に情報を伝えるためには、多様な広報媒体を組み合わせ、より一層、わかりやすく、きめ細やかな情報提供を実施していく必要があります。

また、これからの循環型社会を担っていく人材を育成するためには、区民への情報提供だけでなく、区民参加型の普及啓発が重要となります。今後も、小学生を対象とした環境学習の実施や 2R（リデュース・リユース）の普及啓発に重点をおいた取組を充実させていく必要があります。

② 不法行為の防止

近年、集積所に排出された古紙・アルミ缶等の資源物を区の指定業者以外の者が持ち去る行為が、区内で多く発生しています。さらに、家電をはじめとしたごみの不法投棄や、法外な料金を請求する不用品回収業者とのトラブルなども発生しています。

区では、通報・連絡に基づいた重点監視地域を設け、職員による早朝パトロールや地域住民と連携した年末パトロールなどにより、持ち去り行為や不法投棄の防止に取り組んでいます。今後も、このような行為に対しては、毅然とした対応と指導、的確な防止策を講じる必要があります。

(3) 収集・運搬、管理・運営体制の課題

① 収集体制の検討

区の高齢化が進行している中で、集積所等へのごみ出しが困難な世帯が増加していくことが予想されます。区では、このような世帯を対象に「ふれあい収集事業*」や「粗大ごみ運び出し事業*」を展開しています。これらの事業は、高齢化が進む中で重要性が一層高まるため、引き続き実施していくとともに、利用世帯等の増加に伴い、付帯サービスの内容や収集体制を検討していく必要があります。

また、戸別収集についても、現在、個々の事情に応じて戸別収集への移行を判断していますが、今後の高齢化や費用対効果、狭小路地が多い地区への対応等を踏まえたうえで、戸別収集のあり方を検討する必要があります。

表8 ふれあい収集事業・粗大ごみ運び出し事業の実績

事業名	H29	H30	R1
ふれあい収集事業（利用登録世帯数）	352	400	384
粗大ごみ運び出し事業（利用件数）	414	515	480

② 粗大ごみの収集・運搬

粗大ごみは、区収集ごみのなかで唯一排出量が増加しており、平成 23 年度比で 44%増加しています（P7：表1）。このことに伴い、申請から収集までに2週間から最大4週間ほどの日数を要している現状があります。

区はこれまで、収集車両台数の増車などの対応を行ってきましたが、未だ収集間隔の短縮には至っていない現状があります。区の人口増加と粗大ごみの申請件数には相関関係がみられるため、粗大ごみの排出量は今後も増加していくと予想されます。区民が安心して粗大ごみを排出できるよう、より一層効率的な収集・運搬体制の構築が求められています。

また、令和元年度の排出実態調査では、「粗大系ごみ・適正処理困難物」が平成 21 年度調査と比較して、燃やすごみで 5.5 ポイント、燃やさないごみで 18.1 ポイント増加しており（P9：表2、P10：表3）、これらの不適正排出について適切な指導と啓発が必要です。

③ 墨田清掃工場の建替え工事に伴う対応

燃やすごみを搬入している墨田清掃工場は、令和 11 年度から令和 16 年度にかけて建替え工事が予定されており、工事期間中は、他の清掃工場に燃やすごみを搬入することになります。工事期間中においても、区民の安全・安心が維持できるごみ収集体制を確保する必要があります。

④ 災害時における廃棄物処理

大規模自然災害で発生する膨大な量の災害廃棄物と併せて、日常生活から発生する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物も円滑に処理できる体制を平素から築いておくことが重要です。

区では、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた「墨田区災害廃棄物処理計画」を令和2年6月に策定しました。今後はこの計画に基づき、実効性を高める取組を進める必要があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症に対する課題

① With コロナ時代への対応

区が行う一般廃棄物処理は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日決定、令和3年2月12日変更^注）」において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として位置付けられており、今後も十分な感染防止策を講じつつ、安定性・継続性のある収集・運搬を行っていくことが求められています。

また、令和2年4月から6月の緊急事態宣言下では、区収集ごみ量が前年比で約7%増加するなど、ごみ量にも影響が見受けられました。今後、新型コロナウイルスと共に暮らしていく時代（With コロナ時代）において「新しい生活様式」が定着していく中で、従来の人々の暮らしや価値観は大きく変わると言われており、ごみ量やごみの組成、資源循環のあり方にも大きな影響が生じると予想されます。

従来の考え方にとらわれず、生じた課題や問題などを的確に把握し、With コロナ時代に適応した廃棄物処理と循環型社会の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

注）令和3年2月12日時点の最終変更日

第3章 一般廃棄物処理基本計画

1. 基本理念

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な社会を構築するために国際社会が協調して取り組むべき目標が示されました。国際社会が目標として掲げている未来のビジョンは、豊かで美しい地球環境が保全された世界です。そして、この未来のビジョンを実現するうえで、ごみの減量や資源の有効利用は重要なテーマとなっています。

本計画においては、従来の「リサイクル清掃事業」をさらに発展させた「3R 推進・清掃事業」を展開し、地域のみならず、地球環境の保全を視野に入れた循環型社会の実現をめざします。

また、「循環型社会形成推進基本法」において、循環型社会を実現するうえでの廃棄物処理の優先順位が①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分と定められていることから、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、2R（リデュース・リユース）の推進を中心に事業を展開し、ごみの減量に取り組んでいきます。

そこで、本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

◎ 基本理念

廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす

また、基本理念は区がめざすべき姿やあり方などを示したものですが、本計画の内容や 3R 推進・清掃事業について、広く区民や事業者理解され、身近に感じてもらう必要があります。

そこで、次のスローガンを新たに設定し、PR やキャンペーン等の啓発活動の場において掲げることにより、ごみ減量やリサイクル推進についての意識向上とともに「ごみを出さないライフスタイル」への転換を促します。

ごみの排出については、一人ひとりがごみの減量化に取り組んでいく責任があります。自身のライフスタイルを見直すその姿が、地域の人々の輪を作っていきます。

◎ 基本理念のスローガン

もったいないの一步先 ごみを出さない New Style
～未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ～

2. 基本方針

基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を定めます。基本方針は本計画に基づく施策や事業を展開していくうえでの方向性を示すものです。

基本方針 1

発生・排出者責任の徹底

～区民・事業者の自主的な取組を基本とした3Rの推進～

循環型社会を実現するためには、区民・事業者の自主的な3Rへの取組が必要です。その中でも、「ごみを出さない」・「ごみとなるものをつくらない」という2Rを意識し、ごみの発生・排出そのものを減らす取組が特に重要です。

区民が環境に配慮した製品やサービスを選択するなど、環境にやさしいライフスタイルを志向することで、事業者には環境負荷の少ない製品開発や事業活動などを促していくことができます。また、事業者には拡大生産者責任*やCSR（企業の社会的責任）の遵守など、自主的に環境負荷の低減に努めていくことが求められます。

このように、ごみの発生・排出抑制において、区民・事業者はそれぞれの役割と責任を負うこととなります。区では、このような区民・事業者がそれぞれの役割を自主的に果たしていけるよう、支援していきます。

基本方針 2

参加・協働の促進

～区民・事業者・行政が役割を果たすために～

3Rを推進するためには、区民・事業者・行政が自らの役割を積極的に果たしながら、三者が強いパートナーシップを構築していくことが重要です。

区では、三者が相互信頼のもとにパートナーシップを築いていくために、区民や事業者に随時、情報を提供するとともに、普段から区民や事業者の声が行政に届くように積極的なコミュニケーションを図っていきます。

基本方針 3

普及・啓発の拡充

～誰もが参加しやすい環境学習の展開と
誰もが分かりやすい情報の提供をめざして～

循環型社会を実現するためには、一人ひとりが環境にどれだけ負荷を与えているかを認識し、環境にやさしいライフスタイルをめざしていくことが重要です。

区では、幅広い年齢層にわたって参加しやすい環境学習を展開するとともに、区民・事業者を問わず広くわかりやすい情報を提供し、3Rの効果と必要性について「見える化」を進めます。

基本方針 4

公平性・透明性と効率性の追求

～より確かな信頼関係の構築をめざして～

区民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の実現をめざすためには、行政は区民・事業者と強い信頼関係を築いていくことが必要です。

区では、より確かな信頼関係を構築するために、積極的に行政情報を公開し、公平性・透明性の高い事業を推進していくとともに、効率的な事業の実施を図り、コスト削減に努めていきます。

基本方針 5

環境に配慮した 3 R 推進・清掃事業の促進

～SDGs がめざす目標に向かって～

SDGs は、深刻化する環境課題など 17 のゴール(目標)と、それを達成するための 169 のターゲット(より具体的な目標)に全世界が取り組むことによって、地球上の「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」世界を実現するという壮大なチャレンジです。

本計画において、SDGs がめざす目標と施策を関連付け、地域のみならず、地球環境の保全を視野に入れた循環型社会の形成に向けて 3 R 推進・清掃事業を展開していきます。

図 19 SDGs (持続可能な開発目標) における 17 の目標



出典) 国際連合広報センター

3. 施策の体系

本計画における施策の体系を示します。

図 20 施策体系図



施策（区の役割）

関連するSDGsの目標

- ① 区民・事業者の役割の明確化と支援
※ 区民・事業者の役割は下部に記載



- ② 3Rから“すみだのR”への取組推進
③ 生ごみの減量と食品ロスの削減
④ プラスチックごみの削減
⑤ 事業系ごみの減量
⑥ 家庭ごみ有料化の検討



- ⑦ 新たな資源回収のあり方の検討
⑧ 集団回収への積極的な支援



- ⑨ わかりやすく、きめ細やかな情報提供
⑩ 環境学習事業による人材育成の推進
⑪ ごみの適正排出の徹底と不法行為の防止



- ⑫ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
⑬ 効率的なごみ・資源物の収集・運搬体制の構築
⑭ ごみ集積所と戸別収集のあり方の検討
⑮ 公平性・透明性のある管理・運営体制の推進
⑯ 災害時における廃棄物処理対策
⑰ 新型コロナウイルス感染症に適應した3R推進・清掃事業の展開



区民の役割

- ◎ ごみを出さないライフスタイルへの転換
- ◎ マイバッグ・マイボトルの積極的な利用
- ◎ 食品ロス削減への努力 ◎ 水切りの徹底
- ◎ 過剰包装削減への努力 ◎ 再生品の利用
- ◎ 「もの」の修理・修繕 ◎ エコストアの利用
- ◎ 集団回収への参加 ◎ レジャーごみ等の持ち帰り
- ◎ 分別排出の徹底 ◎ 排出ルール徹底
- ◎ 拠点回収・イベント回収への参加 など

事業者の役割

- ◎ 拡大生産者責任の取組
- ◎ エコプロダクツ生産・販売
- ◎ ワンウェイプラスチック製品の削減
- ◎ 食品ロスの削減 ◎ 過剰包装の削減
- ◎ 環境管理の充実 ◎ エコツチャの利用
- ◎ 分別排出の徹底
- ◎ 再利用対象物保管場所の設置
- ◎ 廃棄物管理責任者講習会への参加 など

4. 施策の展開

施策の方向(1) 区民・事業者・行政の協働の推進

区はこれまで、区民・事業者の協働に基づいて循環型社会の構築に取り組み、ごみの減量など、一定の成果をあげています。今後も、新たな課題である食品ロスの削減やプラスチックごみの削減を推進していくためには、区民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要不可欠です。区は自ら率先してごみ減量に取り組むとともに、区民や事業者の役割を明確化し、その取組を支援します。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<17.17> さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

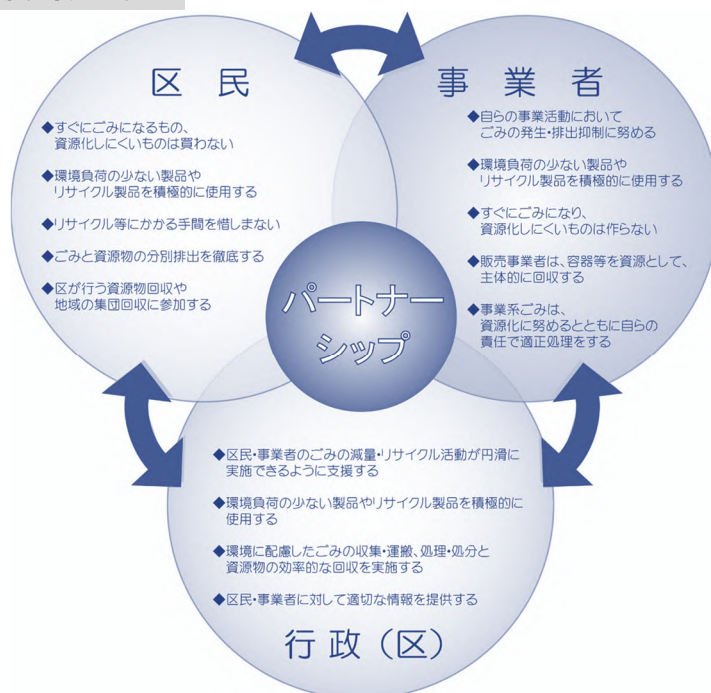
施策① 区民・事業者の役割の明確化と支援

ごみ減量とリサイクルを推進していくためには、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、強いパートナーシップを築き行動していくことが必要になります。

そこで、区民の役割（P29～P30）と事業者の役割（P31～P32）を明確化のうえ、区民・事業者に広く周知することで自主的な取組を促し、その取組を支援します。

また、区は、区民・事業者の独自のごみ減量活動を支援するとともに、行政の役割として、循環型社会を実現するための必要な施策を実行していきます（P28～P40）。

図 21 協働のイメージ



区民の役割

区民は、「必要でないものは買わない」、「修理するなどしてできるだけ長く使う」、「不要なものや、まだ使えるものは他人に譲る」などして、廃棄するものを減らしていきます。さらに、それでも廃棄せざるを得ないものは、ごみと資源物にきちんと分けて排出します。

区民は、自らの生活のなかで生じる廃棄物に対して消費者としての責任を持ち、廃棄物の減量と分別排出を徹底することが求められます。

1 ごみの発生・排出抑制の取組

① ごみを出さないライフスタイルへの転換

ものを大量に消費する生活を見直し、ごみを出さない、ものを大切にする暮らし方を取り入れましょう。一つひとつは小さな行動でも、積み重ねることで、持続可能な循環型社会の実現を図れます。

② マイバッグ・マイボトルの積極的な利用

衛生面に注意しながら積極的に利用することで、レジ袋や飲料容器が削減でき、プラスチックごみの減量が期待できます。

③ 食品ロスの削減への努力

食事の際には、材料を残さず使う、食べる等を意識して、食品ロス（本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品）を削減しましょう。買い物の際にも、長期間保存する予定のないものは消費期限の近い商品から購入するなど、食品ロスが発生しないような行動が求められます。

また、区では、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらを福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する「フードドライブ」、食品ロスの削減に取り組む店舗等を登録し、その取組を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業*」を実施しています。これらの取組に参加・利用することで、食品ロスの削減に協力することができます。

④ 水切りの徹底（生ごみの減量化）

家庭から出るごみの中で、全体の3割を占めるのが生ごみです。この生ごみの約80%は水分で、とても重量がかさむため、ごみの収集運搬効率を低下させるとともに、ごみ処理費用も余計にかかります。衛生面を考慮したうえで翌日まで乾燥させるなど、水気をよく切って生ごみを排出することを心がけましょう。

⑤ 過剰包装削減への努力

現在、販売されている商品の中には、過剰に包装されているものが少なくありません。この過剰な包装は、最終的にはごみとなって捨てられます。包装の豪華さに惑わされず、商品の本質や機能を見抜くことができる、確かな目を持つことが求められます。

また、商品を受け取る際には、必要以上の包装を断ることが求められます。

⑥ 再生品の利用

現在、再生材で作られた紙製品やプラスチック製品など、再生品の製造・普及が進んでいます。このような再生品を積極的に利用することで、資源の循環を推進し、環境負荷の低減に努めていくことが求められます。

⑦ 「もの」の修理・修繕

ものを修理・修繕してできるだけ長く大事に使うことで、ごみの発生抑制に努めていくことが求められます。また、購入の際には、価格やデザインのみにとらわれず、長期間の使用に耐えられるものを選ぶことが重要です。

⑧ エコストアの利用

区では、環境に配慮した活動を行う商店等をエコストアに認定して、その利用を区民に推奨しています。この制度は、平成4年から全国に先駆けて取り組んできた事業の一つです。区民はエコストアを積極的に利用することで、環境負荷の低減を図ることができます。

2 資源化への取組

① 集団回収への参加

集団回収は、地域のコミュニティを支える町会、自治会、子ども会、マンションの管理組合などの団体が、回収日や回収場所を決めて市場価値のある資源物を持ち寄り、回収業者に引き渡すシステムで、月に1回程度行われています。

多くの区民がこの活動に積極的に参加し、ごみの減量や資源化の推進に貢献していくことが求められます。

② 拠点回収・イベント回収への参加

拠点回収やイベント回収などに積極的に資源物を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の推進に寄与していくことが求められます。

3 排出ルールの徹底

① 分別排出の徹底

ごみの発生・排出抑制に努め、それでも廃棄せざるを得ないものについては、まず、雑紙などの資源物はごみと分別して、行政回収や集団回収などの資源物回収に出し、ごみとしてしか出せないものは、燃やすごみと燃やさないごみに分けて排出する責任があります。

② 排出ルールの徹底

行政回収や集団回収を利用する際には、決められた分別方法や排出方法、時間等を厳守することにより、資源化や適正処理の促進、回収場所の美化に努める責任があります。

③ レジャー・イベントごみの持ち帰り

観光や地域の祭事、花火大会の時などで発生したごみは、持ち帰ることにより、ごみの散乱防止や不法投棄の未然防止に繋がります。観光都市や美しいまちを保つための基本であり、責任でもあります。

事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己処理責任の原則のもとで、適正に処理する責任があります。

また、墨田区は中小企業が集積していることから、事業系ごみの減量に向けた事業者の責任は大きく、生産から流通、販売、ものの廃棄に至る全ての段階において責任を負う、「拡大生産者責任*」を果たすことが求められます。

1 自己処理責任の徹底

① 拡大生産者責任の取組

事業者は、拡大生産者責任の考え方を遵守するとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自己処理責任の原則に基づき、廃棄物処理業者へ委託するなどして、適正に処理することが必要です。

また、そのために必要な情報について、自ら主体的に把握し、事業所内での周知徹底を図ることが必要です。

2 発生・排出抑制の取組

① エコプロダクツの生産・販売

事業者は、環境負荷の低減を図るために、「省資源」、「省エネルギー」、「長寿命」など、環境への配慮に優れた製品やサービス（＝エコプロダクツ）を積極的に開発し、生産・販売していくことが求められます。

② ワンウェイプラスチック製品の削減

ワンウェイプラスチック製容器包装・製品については、国内外の資源・廃棄物制約や地球温暖化対策等の観点も踏まえ、「価値づけ」を通じた消費者のライフスタイルの変革を促しつつ、再生可能資源への適切な代替の促進に取り組む必要があります。

③ 食品ロスの削減

製品の製造・販売・流過程において、食品ロスを削減していくことが求められます。事業者ができることとして、以下のものがあります。

- ・業種共通：商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
- ・製造業：賞味期限延長、年月表示化、過剰生産の見直し
- ・卸・小売業：売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売りの推進
- ・外食産業：調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力（自己責任）、3010運動*の励行

また、区では、食品ロスの削減に取り組む店舗等を登録し、その取組を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業」を実施しています。この事業に参加することで、消費者に対しても、食品ロスの削減協力を呼び掛けることができます。

④ 過剰包装の削減

現在、販売されている多くの商品は、紙やプラスチック等で包装されています。このような包装は、商品を保護するなど、必要不可欠な面もありますが、中には、明らかに過剰包装といえる商品も少なくありません。

包装は、商品が消費者の手に渡った段階で、たちまち不要となってしまう、そのほとんどがごみとして排出されます。

商品の生産、流通、販売の全ての段階において、包装は必要最小限にすることはもとより、消費者がごみとして排出することも考慮して、分別・リサイクルしやすい包装を使用することが求められます。

⑤ 環境管理の充実

延床面積が 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物における廃棄物の減量や適正処理に関する業務担当者を定めた「廃棄物管理責任者選任届」や、事業所における再利用（リサイクル）についての計画を定めた「再利用計画書」の提出が義務付けられています。

また、提出が義務付けられていない基準以下の規模の建築物においても、ごみの減量とリサイクルの推進に努めていくことが求められます。

⑥ 廃棄物管理責任者講習会への参加

事業者による適正排出と従業員への周知徹底や意識改革を促すため、廃棄物管理責任者への積極的支援が必要です。

3 資源化への取組

① 分別排出の徹底

ごみの発生・排出抑制に努めた事業活動を実践したうえで、それでも廃棄せざるを得ないものは、ごみと資源物をきちんと分別し、資源物は自主回収ルート等により積極的にリサイクルすることが求められます。

② 再利用対象物保管場所の設置

延床面積が 1,000 m²以上の大規模建築物等の建設者は、再利用対象物保管場所の設置が義務付けられています。

また、設置が義務付けられていない基準以下の建築物の建設者においても、再利用対象物保管場所の設置に努めていくことが求められます。

③ エコツチャの利用

大規模事業所はもとより、リサイクルの自主回収ルートがない中小規模の事業所についても、事業所における資源化に努めていくことが求められます。そこで、リサイクル事業団体連合会（R 団連）が展開する小規模事業者向けリサイクルシステム「エコツチャ」を積極的に利用するなど、資源化への取組が必要です。

施策の方向(2)

2 R (発生抑制・再使用) によるごみ減量の推進

循環型社会の実現に向けて、今後さらに環境負荷の低減を進めていくために、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らす「2 R (発生抑制・再使用)」の取組を推進していきます。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



- <11.6> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- <12.5> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- <14.1> 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

施策② 3 Rから“すみだのR”への取組推進

リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) の3 Rの中でも優先順位の高いリデュースとリユースの2 Rの取組を積極的に推進していきます。

また、2 Rの取組に加え、ごみの発生抑制の役割とされている「リペア (修理して使う)」、「リフューズ (不要なものはもらわない)」など、区民が率先して行動する“すみだ独自の「R」づくり”を進め、啓発活動の強化に取り組んでいきます。

主な取組

- ◎ 2 Rを優先とした啓発活動の強化 (すみだの「R」づくり)
- ◎ 2 Rの取組を評価する新たな指標の設定 (P 42 参照)

施策③ 生ごみの減量と食品ロスの削減

令和元年度に実施したごみの排出実態調査では、生ごみ (厨芥類) は燃やすごみの32%を占めており、そのうち約5%を「食べ残し・未開封食品 (食品ロス)」が占めています。生ごみ、食品ロスの削減に向けて、引き続き、食品ロスの削減に取り組む店舗等を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業」や各家庭における生ごみの乾燥や水切りの徹底など、発生・排出抑制に重点を置いた啓発・周知活動を推進していきます。

主な取組

- ◎ 食品ロス削減のための普及啓発の推進
→ フードドライブの拡充、食べきり推奨店登録事業の推進など
- ◎ 生ごみの水切り励行の普及・啓発活動

施策④ プラスチックごみの削減

プラスチックの海洋汚染は国際的な問題となっており、国内においても喫緊の課題となっています。令和2年7月から開始されたレジ袋の有料化によるごみ量等への影響を分析するとともに、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、ワンウェイプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促します。

なお、資源物として回収している食品トレー・ペットボトル以外のプラスチック製の容器と包装は、現時点ではサーマルリサイクル*を原則としています。しかし、限りある資源を循環させるためにも、プラスチック類の資源化についてマテリアルリサイクル*やケミカルリサイクル*を前提に、効率的な収集運搬や中継施設を含めた収集ルート、区民に分かりやすい分別方法など、引き続き環境負荷や処理経費を含め総合的に検討します。

主な取組

- ◎マイバッグ・マイボトル運動の推進
- ◎プラスチックごみ削減のための普及・啓発活動
- ◎プラスチック資源循環における研究・検討

施策⑤ 事業系ごみの減量

事業者は、廃棄物処理法に基づき、その事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があることから、事業者の処理責任を明確にするとともに、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を行います。

また、区においては、職住混在地域が多いことから、少量排出事業者の事業系有料ごみ処理券の利用による集積所への排出を歴史的に認めてきた経緯があります。今後、許可業者による収集への移行も含め、適正排出についての的確な助言・指導をおこなっていきます。

主な取組

- ◎中小事業者に対する排出指導・助言
- ◎再利用計画書等に基づく排出指導
- ◎集積所排出から一般廃棄物処理業者（許可業者）収集への誘導
- ◎一般廃棄物処理業者（許可業者）への指導・助言

施策⑥ 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化は、墨田区を含め、23区では未実施の状況にあります。国は、この家庭ごみの有料化を推進すべきとの基本的な方針を示しており、全国で約6割の市町村が実施している状況にあります。家庭ごみの有料化は、ごみの減量に有効であることに加え、区民のごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、排出量に応じた公平な負担を求めることに繋がります。

一方、家庭ごみの有料化の課題としては、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集拡大に伴う運搬経費の増加などがあります。また、区民に直接的な経済負担を求める施策であるため、実施する場合には区民の理解と協力が何よりも必要になります。

以上のことから、ごみ減量や経費削減のための施策を引き続き実施していくとともに、他区との連携を図りながら、有料化の導入についても研究・検討していきます。

施策の方向(3) 資源化への取組推進

ごみの減量を進めるためには、再生利用できるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることが一つの有効な手段となっています。自主活動団体や民間事業者との協働も視野に入れ、資源物回収の取組を推進します。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



- <11.6> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- <12.5> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

施策⑦ 新たな資源回収のあり方の検討

区はこれまで、資源化品目の拡充やイベント回収の実施回数を増やすなど、ごみの資源化の推進に取り組んできました(P14)。引き続き、資源化すべき品目やその回収方法について、費用対効果を踏まえた検討を進め、区民の利便性向上を図りながら、限りある資源の持続可能な利用とごみ減量の実現をめざします。

また、近年、中国をはじめとするアジア各国の廃棄物に関する輸入規制強化の影響により、国内の古紙の需給バランスが崩れ、古紙価格が急激に下落するなど、ごみ処理や資源循環に直接的な影響を与えるような状況が発生しています。国内外の動向を注視し、幅広い視野と長期的な展望をもって、今後のごみ処理と資源物回収のあり方について検討していきます。

主な取組

- ◎既存の資源化事業の周知・広報強化
- ◎資源物回収のあり方の検討
- ◎小規模事業者向けのリサイクルシステム「エコッチャ」の利用促進

施策⑧ 集団回収への積極的な支援

区では、地域の活動団体を支援するため、実施団体の登録、相談、支援物品の配布、報奨金の支給、資源回収業者への協力等を行っていきます。

また、資源回収事業者の収入は資源の売却金が必要な割合を占めることから、市況価格の下落により、活動団体との契約を継続できなくなる状況を回避するため、資源の市況価格に左右されない事業者支援の枠組みについて検討します。

主な取組

- ◎新規あるいは未実施団体への実施の働きかけ
- ◎支援物品の配布による実施団体への支援
- ◎優良団体の表彰と公表 など

施策の方向(4) 普及啓発と環境学習の推進

区民・事業者に対して、ごみ処理やリサイクル事業にかかる施策や処理の状況など、引き続きホームページや広報誌により情報提供を行い「見える化」することで、ごみの減量に理解と協力を求めます。情報提供にあたっては、発生・排出抑制を中心とした取組について重点的に提供します。また、様々な環境学習を充実させ、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



- < 4.7 > 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- < 11.6 > 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- < 12.8 > 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
- < 17.17 > さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策⑨ わかりやすく、きめ細やかな情報提供

区のお知らせや冊子のほか、ウェブサイトを利用して、3R推進・清掃事業に関する情報を、誰が見ても分かりやすいものとして、きめ細やかに提供していきます。特に、単身世帯や若年層及び新たに区民になられた方に対しては、転入時に配布する「資源物とごみの分け方・出し方」の内容を充実させるとともに、「墨田区ごみ分別案内チャットボット」の利用を促進するなど、啓発と合わせた情報提供を強化していきます。

また、地域の国際化が進んだことにより、区内で生活する外国人は増加していますが、言語や生活習慣が異なるため、ごみの排出やリサイクルへの参加方法を理解することができない方が少なくありません。そこで、外国語広報を充実させていくとともに、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」やイラストなどを多用し、わかりやすい情報提供を積極的に行っていきます。

主な取組

- ◎情報の「見える化」によるわかりやすい情報提供の実施
 - 資源物回収場所が確認できる「すみだリサイクルマップ（仮称）」の作成
 - 動画コンテンツによる分別・排出方法の実施
- ◎多様化する通信媒体機器による周知・広報の強化
- ◎広報媒体における「やさしい日本語」の活用と多言語化の推進
- ◎墨田区ごみ分別案内チャットボットの検索精度向上
- ◎ごみ減量・3R推進キャラクター「すみにゃーる」を活用した普及・啓発の強化
- ◎区民・事業者が身近に実践できるごみ減量対策の情報提供

施策⑩ 環境学習事業による人材育成の推進

循環型社会を担っていく人材を育成するためには、区民への情報提供だけでなく、区民参加型の環境学習が重要となります。

区では、次世代を担う子どもたちがごみの減量や3Rに対する意識を高め、環境にやさしい生活習慣を身につけられるよう、環境啓発車両「わかるくん*」などを活用しながら、区内小学生を対象に環境学習を行ってきました。

また、町会・自治会単位で組織されるリサイクル清掃地域推進委員と、施設見学会や年末パトロールを実施し、地域のリサイクル・清掃問題について取り組んできました。

今後も、小中学生をはじめ、幅広い年齢層を対象に環境学習を充実させ、ごみや資源物の問題に対して自ら考える機会を提供することで、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

主な取組

- ◎小学生を対象とした環境学習事業の出前講座の充実
- ◎リサイクル清掃地域推進委員との連携強化及び環境学習等における協力体制の確立
- ◎大学・民間事業者等の知見を活かした環境学習の実施
- ◎環境啓発車両「わかるくん」のイベントへの積極的な参加・広報強化
- ◎ICTを活用した環境学習の充実による家庭教育支援
- ◎廃棄物の減量を通じたSDGsの普及促進

施策⑪ ごみの適正排出の徹底と不法行為の防止

区民・事業者に対し、ごみの排出ルールへの遵守や分別の徹底について、引き続き啓発・指導を行っていきます。

また、資源物の持ち去りやごみの不法投棄について、地域住民の協力を得ながら、パトロールを強化するなど、適切な指導を行っていきます。

ごみの適正排出の徹底と不法な行為を防止することで、ごみの減量とともに、収集・運搬作業を効率的に進めることが期待できます。

主な取組

- ◎職員による巡回パトロールや町会・自治会と連携した年末パトロールの実施
- ◎資源物回収業者と連携した資源物持ち去り防止パトロールの実施
- ◎適正排出・不法行為抑制に関する情報提供の充実・拡充
- ◎在宅医療で用いた医療廃棄物の適正排出の徹底
- ◎有害性や危険性のある廃棄物（水銀混入ごみなど）の正しい排出方法の周知徹底

施策の方向(5) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

区が行う一般廃棄物の収集・運搬に関して、安全・安心で安定的な運用を実施していきます。また、人口の増加や高齢化の進展などの区を取り巻く状況を踏まえて、区民のニーズに沿った3R推進・清掃事業を展開していきます。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<11.6> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

<12.5> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

<13.1> 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

施策⑫ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

ごみの排出が困難な高齢者等が増加していくと予想されることから、これまで実施している高齢者のみの世帯等を対象とした「ふれあい収集事業」を引き続き実施するとともに、福祉関係機関等と連携を図りながら安否確認や情報共有等の「ゆるやかな見守りサービス」として展開し、利用者との見える関係づくりを推進していきます。

また、同じく高齢者のみの世帯等を対象としている「粗大ごみの運び出し事業」についても、円滑な収集が行えるよう、収集・運搬体制の構築を図ります。

主な取組

- ◎ふれあい収集事業の推進・拡充
- ◎粗大ごみ運び出し事業の推進・拡充 など

施策⑬ 効率的なごみ・資源物の収集・運搬体制の構築

地域の開発計画やごみ・資源物の減量に応じて、定期的に収集ルートや収集清掃車両の見直しを行うなど、区民満足度と費用対効果が高いごみ・資源物の収集・運搬体制をめざします。

特に、粗大ごみは、区の人口増加に伴い、収集の申込件数が年々増加しており、その結果、申請から収集までに多くの時間が必要となっている現状があります。区民が安心して粗大ごみを排出できるよう、より一層、効率的な粗大ごみの収集・運搬体制をめざします。

また、令和11年度から16年度にかけて予定されている墨田清掃工場の建替え工事期間においても、区民の安全・安心な生活を維持できる収集・運搬体制を確保していきます。

主な取組

- ◎効率的なごみの収集・運搬体制の検討・再構築
- ◎新たな粗大ごみ申告受付業務体制の構築
- ◎墨田清掃工場建替え工事期間における安定した収集・運搬体制の維持

施策⑭ ごみ集積所と戸別収集のあり方の検討

戸別収集とは、ごみを集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先等に出していただき、1軒ずつ収集する方法です。戸別収集では、それぞれの玄関先等に出すため、ごみの出し方に対する意識の改善、それに伴うごみの減量や資源物回収率の向上に効果があるといわれています。しかし、その一方で集積所による収集方法と比較して、収集・運搬経費が増大します。

戸別収集軒数は区民からの要望により年々増加していることから、収集車両台数増加に伴う費用対効果や狭小路地が多い地区への対応、新たな宅地の造成に伴う敷地の細分化など、各種の状況を踏まえたうえで、戸別収集の拡充を含めた効果的・効率的な収集方法を調査・検討していきます。

施策⑮ 公平性・透明性のある管理・運営体制の推進

近年の税の使途に関する区民の関心の高まりに答えていくためにも、行政情報を積極的に開示し、透明性を高めていく必要性がますます大きくなっています。

そこで、ごみ処理・リサイクル費用にかかる情報の公開や事業評価の実施により、透明性のある3R推進・清掃事業を展開していきます。

また、区では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、区民、事業者や学識経験者などの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置しています。この審議会は、重要な計画づくりなどにおいて、多様な意見を交換する場として運営しています。

今後も引き続き、区民や事業者と活発な意見交換ができる場を設け、公平性・透明性のある3R推進・清掃事業の促進を図ります。

主な取組

- ◎ごみ処理・リサイクル費用の情報公開や事業評価の実施
- ◎区民・事業者等との多様な意見を交換する場の提供
- ◎他の行政機関との連携体制の確立 など

施策⑯ 災害時における廃棄物処理対策

大規模自然災害で発生する膨大な量の災害廃棄物と併せて、日常生活から発生する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物も円滑に処理できる体制を平素から築いておくことが重要です。区では、令和2年6月に「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、災害廃棄物対策を実効性のあるものにするためには、職員への教育・訓練の継続的な実施や関係機関との連携強化、災害が発生した場合の区民への周知等が重要です。

主な取組

- ◎災害を想定した廃棄物処理の職員への継続的な教育・訓練の実施
- ◎災害時における廃棄物処理の区民への平常時からの周知
- ◎自然災害が想定される場合における収集作業等の体制整備

施策⑰ 新型コロナウイルス感染症に適応した3R推進・清掃事業の展開

新型コロナウイルスと共に暮らしていく時代（With コロナ時代）において、区民が安心して「新しい生活様式」に取り組めるよう、感染防止策を講じつつ、安定性・継続性のある収集・運搬体制を構築していきます。

また、感染拡大防止のためには、区民・事業者が、責任をもって分別の徹底や適正排出を行うことが重要です。このことに関し、区は、適切にごみの排出方法や廃棄物処理に関する情報を区民・事業者に向けて提供するとともに、「新しい生活様式」に合わせた「ごみを出さないライフスタイル」、「ごみ減量につながるビジネススタイル」への転換を促します。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」が定着していく中で、今後、廃棄物処理にも大きな影響が生じてくると予想されます。ごみ量やその組成、資源物の市況価格変動などの社会情勢変化に一層注視し、With コロナ時代に適応したごみ処理と資源の持続可能な利用を推進していきます。

主な取組

- ◎「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（環境省）」に基づいた感染症対策
 - 安定性・継続性のある収集・運搬体制の構築
 - 収集・運搬時の適切な感染防止対策
 - 区民・事業者に向けたごみ排出・廃棄物処理時の感染予防策に関する積極的な情報提供（家庭でのごみ（マスク等）の捨て方、ごみ収集運搬作業に携わる事業者への感染症対策手法など）
- ◎「ごみを出さないライフスタイル」、「ごみ減量につながるビジネススタイル」の普及・啓発
- ◎新型コロナウイルス感染症が廃棄物処理に及ぼす影響の継続的な調査・分析など

5. 計画指標と目標値

(1) 前計画の指標と目標達成状況

前計画では、①区民1人1日あたり区収集ごみ量、②年間総排出量、③資源化率の3つの指標について、計画最終年度である令和2年度の目標値を定めています。

表9 前計画の指標と目標値の達成状況

指標		基準値	目標値	実績値
		平成21年度	令和2年度	平成30年度
指標①	区民1人1日あたり区収集ごみ量	645g	520g	548g
指標②	ごみ・資源物の年間総排出量	99,174t	91,000t	90,169t
指標③	資源化率	19.4%	23.0%	19.0%

指標1 区民1人1日あたり区収集ごみ量

「区民1人1日あたり区収集ごみ量」は年々減少しているものの、最終目標値（令和2年度）の520gに対して、平成30年度は548gとなっており、目標の達成は難しい状況です。この要因として、区の人口が前計画で想定した人口を大きく上回った結果^注、転入者や外国人世帯に区の排出ルールやごみ減量の普及・啓発が十分に浸透しておらず、ごみ量の減少が鈍化していると考えられます。

注) 平成30年の人口：前計画予測値：252,677人、実績値：271,274人（平成30年10月1日現在）

指標2 年間総排出量

「年間総排出量」は、最終目標値（令和2年度）の91,000tに対して、平成30年度は90,169tとなっており、目標を達成しています。

しかし、今後、区民一人ひとりがごみ量の削減に取り組んだとしても、人口増により、年間総排出量は増加に転じる可能性があります。

指標3 資源化率

「資源化率」は、最終目標値（令和2年度）の23.0%に対して、平成30年度は19.0%となっており、目標の達成は難しい状況です。これには、新聞・雑誌類の資源物回収量の落ち込みが大きく影響しており、社会情勢やライフスタイルの変化（新聞発行部数の減少、書籍・雑誌の電子化など）によるものと推測されます。

また、消費者の2Rに対する努力や事業者によるリサイクルに対する取組（店頭回収、事業者による容器包装の軽量化・簡略化など）も、区が示す資源化率の減少に影響していると考えられます。

以上のことを要因として、区収集ごみ量は減少しているものの、一方で資源物回収量の減少が続いており、資源化率は減少傾向にあります。

(2) 新たな指標の設定

本計画では、今後の区の人口増加に左右されることなく、区民一人ひとりの取組の成果が見えやすい目標にするため、設定する指標単位を「区民1人1日あたりの量（g/人日）」とします。

また、3Rの中でも優先度の高い2Rの取組を評価するため、「区民1人1日あたりごみ総量（g/人日）」を新たな指標として設定します。

指標1 区民1人1日あたりごみ総量（g/人日）

2Rの進捗を評価する指標として設定します。この指標は、区収集ごみ量と資源物回収量の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したもので、2Rの取組の結果を受けて減少します。

本計画では、3Rの中でも優先度の高い2Rを重視し、資源リサイクルに先立ち「不要物の発生そのものを減らす」観点から、資源に分別される前のごみ（資源物）を含む『ごみ総量』の減量が反映される本指標を新たに設定します。

$$\text{区民1人1日あたりごみ総量} = \frac{\text{区収集ごみ量} + \text{資源物回収量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

指標2 区民1人1日あたり区収集ごみ量（g/人日）

3Rの進捗を評価する指標として設定します。この指標は、区収集ごみ量を、区民1人1日あたりの量に換算したもので、2Rや事業者及び区のリサイクル推進の結果に応じて減少します。

前計画に引き続き、リサイクルを含めた3Rの進捗を評価するとともに、収集車両台数など、長期的なごみの収集・運搬体制を構築するうえでの指標として設定します。

$$\text{区民1人1日あたり区収集ごみ量} = \frac{\text{区収集ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

■参考値について

前計画指標の「年間総排出量」と「資源化率」は、以下の観点から本計画では指標として設定しませんが、今後の3R推進・清掃事業を展開していくうえでの参考値として、継続して推移に注視していきます。

○ 年間総排出量（t/年）

人口の増減に左右される指標であり、数値目標を掲げることの有意性を判断し、参考値の扱いとします。

○ 資源化率（%）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、古紙に代表される資源物循環の安定性が懸念され、国内外の動向や社会情勢等を踏まえた今後の資源物回収のあり方を検討することが必要なことから、長期的な数値目標を設定せず、参考値として扱います。

ただし、区のリサイクル施策の進捗を評価するうえで重要な値であるため、引き続き注視していくとともに、資源化率の向上に取り組んでいきます。

(3) 本計画の数値目標

本計画における数値目標を以下に示します。なお、目標値の設定にあたっては、SDGs や関連法令、国・東京都の動向（P47 参照）を踏まえ、現状の施策のまま推移した場合の予測値を基に、更なるごみ減量施策を実施した場合の値を目標値としました。

目標 1	<p>◎ 区民 1 人 1 日あたりごみ総量</p> <p>約 70 g 減量（平成 30 年度比）</p> <p>基準年度 （平成 30 年度）</p> <p>中間目標年度 （令和 7 年度）</p> <p>最終目標年度 （令和 12 年度）</p> <p>677 g/人日 → 633 g/人日 → 606 g/人日</p>
目標 2	<p>◎ 区民 1 人 1 日あたり区収集ごみ量</p> <p>約 60 g 減量（平成 30 年度比）</p> <p>基準年度 （平成 30 年度）</p> <p>中間目標年度 （令和 7 年度）</p> <p>最終目標年度 （令和 12 年度）</p> <p>548 g/人日 → 513 g/人日 → 490 g/人日</p>

■ 目標値の設定根拠

- ① 目標値は、平成 26 年度から平成 30 年度までの過去 5 年間の実績値を踏まえ、統計的に予測を行った結果（トレンド予測）を基に設定します。
- ② ①の統計的な予測結果は以下になります。

指標（予測値）	平成 30 年度 （基準年）	令和 7 年度 （中間目標年度）	令和 12 年度 （最終目標年度）
区民 1 人 1 日あたり ごみ総量	677 g/人日	654 g/人日 (H30 比：▲23 g)	642 g/人日 (H30 比：▲35 g)
区民 1 人 1 日あたり 区収集ごみ量	548 g/人日	535 g/人日 (H30 比：▲13 g)	527 g/人日 (H30 比：▲21 g)
ごみ・資源物の 年間総排出量（参考値）	90,169 t/年	94,426 t/年	93,904 t/年

- ③ 区の人口増加に伴う「ごみ・資源物の年間総排出量」の増加を抑制することを見込み、目標を設定します。

区民・事業者の 3R の取組や区のごみ減量施策などにより、「ごみ総量」が予測値比で約 2 倍（+35 g）減量、「区収集ごみ量」が予測値比で約 3 倍（+39 g）減量することで、直近実績である平成 30 年度の「ごみ・資源物の年間総排出量」を維持することができる見込みです（H30：90,169 t → R12 目標値：90,041 t）。

注）年度別の予測・目標データの詳細は P56～P57 をご参照ください。

図 22 ごみ総量の予測値と目標値との比較（区民 1 人 1 日あたり）

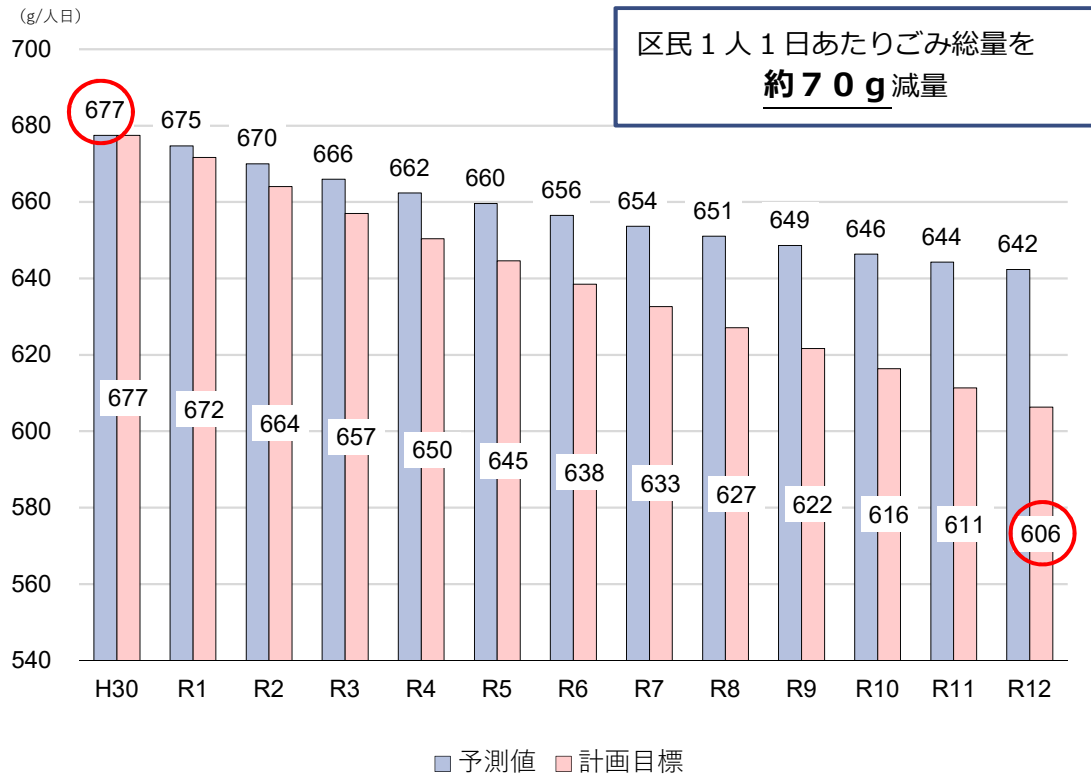
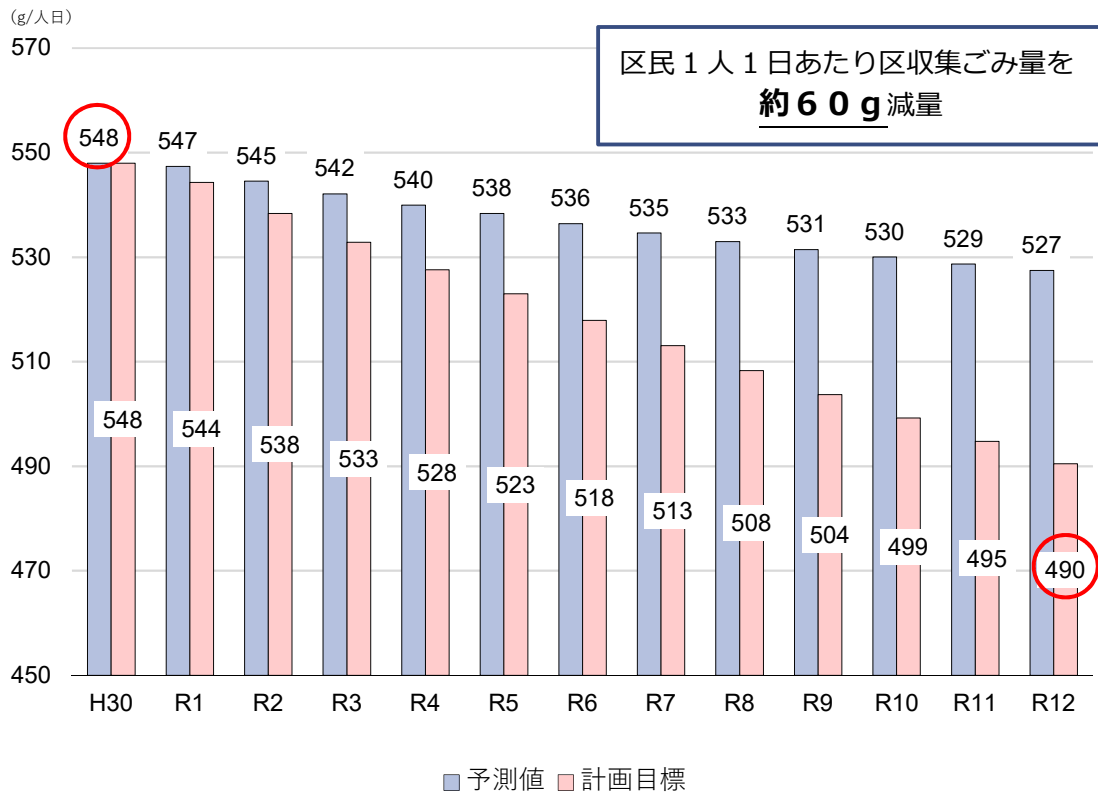


図 23 区収集ごみ量の予測値と目標値との比較（区民 1 人 1 日あたり）



(4) ごみ・資源物排出量の予測

現状の施策のまま推移した場合のごみ・資源物排出量（予測値）と P43 の目標を達成した場合のごみ・資源物排出量（目標値）は下表のとおりです。

表 10 ごみ・資源物排出量の予測

年度	基準年		中間目標年度		最終目標年度		単位
	H30		R7		R12		
種別	実績値	予測値	目標値	予測値	目標値		
人口	269,815	292,640		293,980			人
ごみ	燃やすごみ ア	50,303	52,968	50,830	52,454	48,775	t/年
	燃やさないごみ イ	1,608	1,706	1,637	1,631	1,517	
	粗大ごみ ウ	2,098	2,432	2,334	2,513	2,337	
	区収集ごみ エ ア+イ+ウ	54,009	57,106	54,801	56,598	52,628	
	許可収集・持込ごみ オ	23,488	24,607	24,607	24,980	24,980	
合計 カ エ+オ	77,497	81,713	79,408	81,578	77,608		
資源物	行政回収 キ	7,398	7,900	7,939	7,875	7,944	
	集団回収 ク	5,274	4,813	4,837	4,451	4,489	
	合計 ケ キ+ク	12,672	12,713	12,775	12,326	12,433	
ごみ総量 コ エ+ケ	66,681	69,819	67,576	68,924	65,061		
年間総排出量 サ カ+ケ	90,169	94,426	92,183	93,904	90,041		
【指標 1】	区民 1 人 1 日あたり ごみ総量	677	654	633	642	606	g/人日
【指標 2】	区民 1 人 1 日あたり 区収集ごみ量	548	535	513	527	490	

- 注) 1. 端数処理により、合計が合わない場合があります。
 2. 排出量 (t/年) は、予測・目標値の排出原単位に各年度の年間日数・人口を乗じた値です。
 3. 年度別の予測・目標データとごみ種別の排出原単位の詳細は P56~P57 を参照ください

■ 新型コロナウイルス感染症による予測値への影響について

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下では、区収集ごみ量や資源物回収量の増加がみられました。しかし、長期的なごみ・資源物排出量への影響を予測するには経年的なデータ収集・分析が必要なことから、本計画において、ごみ・資源物排出量の予測には新型コロナウイルス感染症の影響を含んでいません。新型コロナウイルス感染症が廃棄物処理に及ぼす影響については、継続的に調査・分析を行ってまいります。

6. 生活排水（し尿等）処理基本計画

（1）現状と課題

区内の下水道率は、すでに 100%に達しており、し尿を含む生活排水は東京都下水道局による下水処理（公共下水道）で処理されています。この公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り戸数は減少しており、やむを得ない事由で水洗化できない家庭のみ収集を行っています。なお、収集は葛飾区（葛飾区清掃事務所）に委託しています。

収集後のし尿の処理方法は、以前は海洋投入していましたが、海洋汚染等の問題に対応するため、平成 11 年度からは、東京二十三区清掃一部事務組合の品川清掃作業所に運搬して、一定の処理を加え固形分を取り除いた後、下水道法に基づく水質基準内に希釈し、下水道に放流しています。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、一般廃棄物処理業者により処理が行われています。

（2）処理基本計画

令和12年度計画目標年度において、し尿を含む生活排水処理については公共下水道にて処理を行い、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、引き続き一般廃棄物処理業者により処理を行っていきます。

ア. 収集・運搬及び処分計画

一般家庭の汲み取りし尿の収集は、原則、区で行うことになっていますが、収集効率等の観点から、今後も収集は葛飾区（葛飾区清掃事務所）に委託していきます。収集後のし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合により処理され、下水道放流処分を行います。

イ. 事業者処理責任の継続

事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を図っていきます。

資料編

資料編 1 関連法令・計画等

1. 循環型社会を形成するための法体系

国では持続可能な社会の実現をめざし、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の総合的な取組を図っています。

循環型社会の形成に関しては、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、基本的な計画である「循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

図 24 廃棄物・リサイクル関連法整備状況



(1) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定及びその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

(2) 廃棄物処理法

廃棄物の定義や処理責任・処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

注) 正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 資源有効利用促進法

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律です。特に事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。令和2年4月1日時点において、10業種・69品目を指定して、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

注) 正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

(4) 個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした次の6つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

ア. 容器包装リサイクル法

家庭から排出されるごみ重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るために制定された法律です。

注) 正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

イ. 家電リサイクル法

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品について、有用な資源を回収し、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図るため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする、新しい再商品化の仕組みを定めた法律です。

平成13年4月より施行されており、当初の対象品目はテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目でした。その後、平成16年に冷凍庫、平成21年に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加されました。

注) 正式名称：特定家庭用機器再商品化法

ウ. 食品リサイクル法

食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

注) 正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

エ. 建設リサイクル法

資源の有効な利用を確保する観点から、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。なお、産業廃棄物を対象とした法律です。

注) 正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

オ. 自動車リサイクル法

自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことによって、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。なお、産業廃棄物を対象とした法律です。

注) 正式名称：使用済自動車の再資源化等に関する法律

カ. 小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

注) 正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(5) グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

注) 正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(6) 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行されました。

注) 正式名称：食品ロスの削減の推進に関する法律

2. 国内外の動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳が参加の下、2030年(令和12年)までの国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」を理念として掲げ、格差の問題をはじめ、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国において必要となる普遍的な目標です。

この目標は、「途上国の貧困」「教育」「保健」等の課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに幅広く対応し、調和させるものであり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsの特徴としては、環境分野としての個々の取組に限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、内容が多岐にわたることが挙げられます。このことから、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組として推進していくことが望まれます。

日本では、国が2016年(平成28年)12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定したことにより、東京都をはじめとする地方自治体や産業界でもSDGsの考え方を取り入れる動きが広がっています。

図 25 SDGs (持続可能な開発目標) における 17 の目標



出典) 国際連合広報センター

(2) 国の動向（令和2年6月現在）

■ 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる計画です。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

この第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げ、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて、概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

【第四次循環型社会形成推進基本計画における将来像と国の取組】

● 地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
 - ・ 課題の掘り起こし
 - ・ 実現可能性調査への支援
- コンパクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

● ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 素材別の取組
 - ・ プラスチック
 - ・ バイオマス
 - ・ 金属（都市鉱山の活用）
 - ・ 土石、建設材料
 - ・ 太陽光発電設備
 - ・ おむつリサイクル

● 適正処理の更なる推進と環境再生

- 適正処理
 - ・ 安定的、効率的な処理体制の整備
 - ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設の整備
 - ・ 環境産業全体の健全化、振興
 - ・ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 など
- 環境再生
 - ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
 - ・ 空き家、空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

● 万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体レベル
 - ・ 災害廃棄物処理計画の策定
 - ・ 情報発信、コミュニケーションの場の設置支援
- 地域レベル
 - ・ 地域ブロック協議会の運営
 - ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等
- 全国レベル
 - ・ D.Waste-Netの体制強化
 - ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備
 - ・ 最新技術の活用

● 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

- 国際資源循環体制の構築
 - ・ 国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活用しリサイクルを適正に推進
 - ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 循環産業の海外展開
 - ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度、システム、技術等のパッケージとして海外展開
 - ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

出典）環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）」より抜粋

■ プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月31日に策定されました。

【プラスチック資源循環戦略における重点取組】

基本原則：3 R + Renewable（再生可能資源への代替）

●リデュース等

- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）
- 石油由来プラスチックの代替品開発・利用の促進

●リサイクル

- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
- 漁具等の陸域回収徹底 ○連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
- アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築

●再生材・バイオプラ

- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
- 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
- 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
- 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
- バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

●海洋プラスチック対策

- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）をめざした
- ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ○海岸漂着物等の回収処理
- 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）
- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）
- 代替イノベーションの推進

●国際展開

- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響の研究、モニタリング手法の標準化等）

●基盤整備

- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- 連携協働（各主体が一つの旗印の下、取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- 資源循環関連産業の振興 ○情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ○海外展開基盤

出典）環境省「プラスチック資源循環戦略の概要」より抜粋

(3) 東京都の動向（令和2年6月現在）

■ 東京都資源循環・廃棄物処理計画

廃棄物処理法の規定に基づき東京都が策定する計画であり、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画です。東京から循環型社会を実現していくための必要な施策を定めています。平成28年3月に、2016（平成28）年度から2020（令和2年）年度までの5年間を計画期間とする「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されています。

【東京都資源循環・廃棄物処理計画における計画目標】

≪計画目標≫

- 計画目標1 資源ロスの削減
- 計画目標2 「持続可能な調達」の普及
- 計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減
 - 一般廃棄物の再生利用率 2020年度：27% 2030年度：37%
 - 最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度：14%削減、2030年度：25%削減（2012年度比）
- 計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進
- 計画目標5 災害廃棄物の処理体制

≪主要な施策≫

- 施策1 資源ロスの削減
 - 食品ロス問題に取り組む企業やN G O / N P O 等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進
 - 使い捨て型ライフスタイルの見直し（リユース容器、レジ袋対策等） など
- 施策2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進
 - 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石、再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進等）
 - 「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及
- 施策3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化、効率化）
 - 区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクル（3 R）のルールづくり
 - 都市鉱山の活用（小型家電のリサイクル）
 - 焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
 - リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等 など
- 施策4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
 - 区市町村への技術的支援の強化
 - 遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
 - 海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化（主要繁華街で美化活動を推進）
 - 古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
 - 廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者の育成 など
- 施策5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
 - 優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出業者に周知
 - スーパーエコタウン事業に関する情報発信 など
- 施策6 災害廃棄物対策
 - 首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を2016年度に策定

出典) 東京都「東京都資源循環・廃棄物処理計画 概要」より抜粋

■ ゼロエミッション東京戦略-プラスチック削減プログラム

東京都は、令和元年5月にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しました。

【ゼロエミッション東京戦略の体系】

◀具体的な取組を進める6つの分野（セクター）▶

I エネルギーセクター

- ①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ②水素エネルギーの普及拡大

II 都市インフラセクター（建築物編）

- ③ゼロエミッションビルの拡大

III 都市インフラセクター（運輸編）

ZEV 普及プログラム策定

- ④ゼロエミッションビークルの普及促進

IV 資源・産業セクター

プラスチック削減プログラム策定

- ⑤3Rの推進 ⑥プラスチック対策 ⑦食品ロス対策 ⑧フロン対策

V 気候変動適応セクター

東京都気候変動適応方針策定

- ⑨適応策の強化

VI 共感と協働-エンゲージメント&インクルージョン-

- ⑩多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 ⑪区市町村との連携強化
⑫都庁の率先行動 ⑬世界諸都市等との連携強化 ⑭サステナブルファイナンスの推進

◀各政策で設定する ゴール・マイルストーン（抜粋）▶

●3Rの推進

- 2050年のめざすべき姿：・持続可能な資源利用が定着
2030年に向けた主要目標：・一般廃棄物のリサイクル率 37%

●プラスチック対策

- 2050年のめざすべき姿：・CO₂実質ゼロのプラスチック利用が実現
2030年に向けた主要目標：・ワンウェイプラスチック累積 25%削減（国の目標）
・家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減（2017年度比）

●食品ロス対策

- 2050年のめざすべき姿：・食品ロス発生量 実質ゼロ
2030年に向けた主要目標：・食品ロス発生量 50%削減（2000年度比）

出典）東京都「ゼロエミッション東京戦略の概要」及び「プラスチック削減プログラムの概要」より抜粋

資料編2 ごみ量の予測・数値目標

1. 基本事項

区のごみの排出実績データは、東京二十三区清掃一部事務組合における施設搬入量によって、「区収集ごみ」と「許可収集・持込ごみ」の2種類に分けて管理されています。

また、資源物については、行政回収と集団回収に分けられます。

2. 実績値

実績値を以下に示します。

表 11 実績値（排出量）データ

年度	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	単位	
年間日数	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値									
人口	250,366	251,715	254,175	257,588	260,943	263,456	266,356	269,815	人	
ごみ	燃やすごみ	53,137	52,285	51,212	51,252	50,927	50,401	50,622	50,303	t/年
	燃やさないごみ	2,327	2,112	2,152	1,962	1,951	1,889	1,898	1,608	
	粗大ごみ	1,457	1,649	1,747	1,752	1,766	1,951	2,036	2,098	
	区収集ごみ	56,921	56,046	55,111	54,965	54,644	54,241	54,557	54,009	
	許可収集・持込ごみ	22,565	22,451	23,167	23,219	22,941	23,412	23,223	23,488	
	合計	79,486	78,497	78,278	78,184	77,585	77,652	77,780	77,498	
資源物	資源物（行政回収）	7,017	6,868	7,254	7,321	7,353	7,362	7,371	7,398	t/年
	資源物（集団回収）	7,184	7,038	6,245	6,540	6,171	5,899	5,325	5,274	
	合計	14,201	13,906	13,499	13,861	13,524	13,261	12,696	12,672	
ごみ総量	71,122	69,952	68,610	68,826	68,168	67,501	67,252	66,681		
年間総排出量	93,687	92,403	91,777	92,045	91,109	90,913	90,475	90,169		
資源化率	20.0%	19.9%	19.7%	20.1%	19.8%	19.6%	18.9%	19.0%	%	

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口実績値はH23～H27が10月1日基準、H28～H30は4月1日基準としている。

表 12 実績値（排出原単位）データ

年度	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	単位	
年間日数	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値									
人口	250,366	251,715	254,175	257,588	260,943	263,456	266,356	269,815	人	
ごみ	燃やすごみ	580	569	552	545	533	524	521	511	g/人・日
	燃やさないごみ	25	23	23	21	20	20	20	16	
	粗大ごみ	16	18	19	19	18	20	21	21	
	区収集ごみ	621	610	594	585	572	564	561	548	t/日
	許可収集・持込ごみ	62	62	63	64	63	64	64	64	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物	資源物（行政回収）	77	75	78	78	77	77	76	75	g/人・日
	資源物（集団回収）	78	77	67	70	65	61	55	54	
	合計	155	151	146	147	142	138	131	129	
ごみ総量	776	761	740	732	714	702	692	677		

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口実績値はH23～H27が10月1日基準、H28～H30は4月1日基準としている。

※区収集ごみと許可・持込ごみの単位が異なるため、原単位でのごみの合計は行わない。

3. 予測値

平成 26 年度から平成 30 年度実績を基に、統計的手法（トレンド予測）により予測した排出量データを以下に示します。

表 13 予測値（排出量）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	50,303	51,191	51,315	51,879	52,467	53,131	53,023	52,968	52,897	52,954	52,704	52,587	52,454	t/年
	燃やさないごみ	1,608	1,606	1,620	1,647	1,673	1,742	1,722	1,706	1,690	1,680	1,660	1,646	1,631	
	粗大ごみ	2,098	2,157	2,204	2,266	2,325	2,386	2,409	2,432	2,453	2,478	2,487	2,501	2,513	
	区収集ごみ	54,009	54,954	55,140	55,791	56,466	57,259	57,154	57,106	57,040	57,111	56,851	56,734	56,598	
	許可収集・持込ごみ	23,488	23,366	23,675	23,861	24,048	24,300	24,420	24,607	24,793	25,048	24,980	24,980	24,980	
	合計	77,498	78,320	78,814	79,652	80,514	81,559	81,575	81,713	81,834	82,159	81,831	81,713	81,578	
資源物	資源物（行政回収）	7,398	7,538	7,578	7,680	7,784	7,897	7,895	7,900	7,901	7,921	7,894	7,886	7,875	t/年
	資源物（集団回収）	5,274	5,240	5,124	5,067	5,022	4,992	4,896	4,813	4,734	4,672	4,587	4,518	4,451	
合計	12,672	12,778	12,702	12,746	12,805	12,889	12,792	12,713	12,635	12,592	12,481	12,403	12,326		
ごみ総量	66,681	67,732	67,841	68,537	69,271	70,148	69,946	69,819	69,676	69,704	69,332	69,137	68,924		
年間総排出量	90,169	91,098	91,516	92,399	93,319	94,448	94,366	94,426	94,469	94,752	94,312	94,117	93,904		
資源化率	19.0%	18.9%	18.7%	18.6%	18.5%	18.4%	18.3%	18.2%	18.1%	18.1%	18.0%	17.9%	17.9%	%	

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

※許可収集・持込ごみ量の予測値は、東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」の事業系ごみ量予測値の増減率より算出。

なお、この予測においては、都内総生産（東京都総務局：GDP準拠）の成長実績に基づき推計されている。

表 14 予測値（排出原単位）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	511	510	507	504	502	500	498	496	494	493	491	490	489	g/人・日
	燃やさないごみ	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15		
	粗大ごみ	21	21	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23		
	区収集ごみ	548	547	545	542	540	538	536	535	533	531	530	529	527	
	許可収集・持込ごみ	64	64	65	65	66	66	67	67	68	68	68	68	68	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物	資源物（行政回収）	75	75	75	75	74	74	74	74	74	74	73	73	g/人・日	
	資源物（集団回収）	54	52	51	49	48	47	46	45	44	43	42	41		
合計	129	127	125	124	122	121	120	119	118	117	116	116	115		
ごみ総量	677	675	670	666	662	660	656	654	651	649	646	644	642		

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

※区収集ごみと許可・持込ごみの単位が異なるため、原単位でのごみの合計は行わない。

4. 目標値

本計画における数値目標を達成した場合の排出量データを以下に示します。

表 15 目標値（排出量）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	50,303	50,903	50,734	50,993	51,269	51,610	51,194	50,830	50,449	50,189	49,638	49,214	48,775	t/年
	燃やさないごみ	1,608	1,597	1,602	1,619	1,635	1,692	1,663	1,637	1,612	1,592	1,564	1,540	1,517	
	粗大ごみ	2,098	2,145	2,179	2,227	2,272	2,317	2,326	2,334	2,339	2,349	2,342	2,341	2,337	
	区収集ごみ	54,009	54,645	54,515	54,839	55,176	55,619	55,183	54,801	54,400	54,129	53,544	53,094	52,628	
	許可収集・持込ごみ	23,488	23,366	23,675	23,861	24,048	24,300	24,420	24,607	24,793	25,048	24,980	24,980	24,980	
	合計	77,498	78,011	78,190	78,700	79,224	79,920	79,604	79,408	79,194	79,177	78,524	78,074	77,608	
資源物	資源物（行政回収）	7,398	7,543	7,588	7,695	7,805	7,925	7,928	7,939	7,946	7,971	7,950	7,948	7,944	
	資源物（集団回収）	5,274	5,243	5,131	5,077	5,036	5,009	4,917	4,837	4,761	4,702	4,620	4,553	4,489	
	合計	12,672	12,787	12,719	12,772	12,840	12,933	12,845	12,775	12,707	12,673	12,570	12,502	12,433	
ごみ総量	66,681	67,431	67,234	67,611	68,016	68,553	68,028	67,576	67,107	66,802	66,114	65,596	65,061		
年間総排出量	90,169	90,797	90,909	91,472	92,064	92,853	92,448	92,183	91,900	91,850	91,094	90,576	90,041		
資源化率	19.0%	19.0%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	19.0%	19.0%	19.1%	19.1%	%	

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

表 16 目標値（排出原単位）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	511	507	501	495	490	485	480	476	471	467	463	459	455	g/人・日
	燃やさないごみ	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	14	14	
	粗大ごみ	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
	区収集ごみ	548	544	538	533	528	523	518	513	508	504	499	495	490	
	許可収集・持込ごみ	64	64	65	65	66	66	67	67	68	68	68	68	68	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物	資源物（行政回収）	75	75	75	75	75	75	74	74	74	74	74	74	74	
	資源物（集団回収）	54	52	51	49	48	47	46	45	44	44	43	42	42	
	合計	129	127	126	124	123	122	121	120	119	118	117	117	116	
ごみ総量	677	672	664	657	650	645	638	633	627	622	616	611	606		

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

※区収集ごみと許可・持込ごみの単位が異なるため、原単位でのごみの合計は行わない。

資料編3 排出実態調査結果【概要】

1. 調査概要

(1) 調査の目的

区民・事業者から集積所等に排出される「ごみ」の性状調査を行い、得られたデータを整理・分析することによって、ごみの組成割合を把握し、ごみの減量化、資源物の再利用等を推進するうえでの指標を得るとともに、本計画の策定及び事業遂行のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査期間

令和元年 10 月 15 日～令和元年 10 月 28 日

(3) 調査対象

集積所等に排出される家庭ごみ及び事業系ごみ（事業所が集積所等に排出する少量ごみ）のうち、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」を対象としました。

(4) 調査項目

- ・ 組成調査：組成調査後、各組成の湿重量を測定しました。
- ・ 容 積：組成調査後、各組成の容量を計量し、全体容量は項目毎の容量を合計することで測定しました。
- ・ 含 水 率：家庭ごみの生ごみ及び生ごみ以外のごみをサンプルとして一部持ち帰り、室内試験によって含水率を測定しました。

注) 各調査結果において、端数処理により合計が 100%にならない場合があります。

(5) 調査地域

調査地域は、前回調査時（平成 27 年 10 月）の調査地域（12 地域）に、繁華街地域（錦糸 2 丁目）を 1 つ加えた 13 地域としました。

図 26 調査地域及び調査実施日

地域	要件	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		第 3 曜日							第 4 曜日							
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
A 江東橋 3	繁華街地域									不	可				可	
B 錦糸 2	繁華街地域			可				可		不						
C 亀沢 2	職住混在地域（観光拠点）			可		不		可								
D 業平 1～3	職住混在地域（観光拠点）	可									不	可				
E 京島 3	職住混在地域	可		不								可				
F 立花 6	職住混在地域		可		不								可			
G 吾妻橋 1	職住混在地域				可			不	可							
H 横川 5	住居地域（集合住宅）		不								可				可	
I 文花 3	住居地域（集合住宅）		可									不	可			
J 墨田 5	住居地域（集積所）	不				可				可						
K 千歳 3	住居地域（集積所）			可				可					不			
L 東向島 6	住居地域（戸別偏在）					可			不	可						
M 向島 4	住居地域（戸別偏在）				可				可						不	
サンプル数		3	3	4	3	3		4	3	4	3	3	3		3	

可：燃やすごみ 不：燃やさないごみ

2. 調査結果（概要）

(1) 燃やすごみ

ア. 湿重量（組成）

燃やすごみの湿重量（組成）を以下に示します。

図 27 湿重量（組成）調査結果（燃やすごみ）

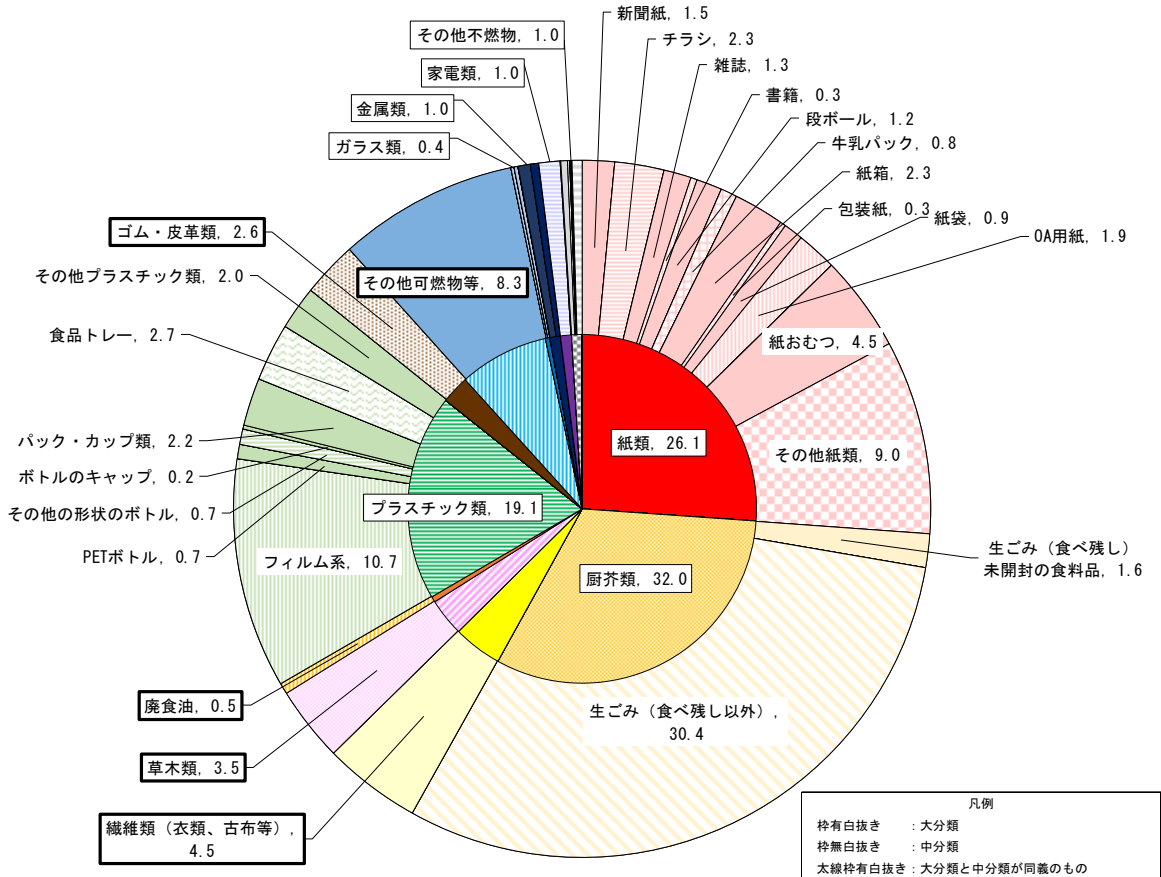


表 17 湿重量（組成）調査結果の経年変化（燃やすごみ）

大分類	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
紙類	32.9%	32.7%	35.4%	26.1%	9.3ポイント減
厨芥類	46.7%	30.7%	27.1%	32.0%	4.9ポイント増
繊維類	6.8%	5.4%	2.2%	4.5%	2.3ポイント増
草木類	7.5%	6.4%	2.6%	3.5%	0.9ポイント増
廃食油	0.0%	0.3%	0.0%	0.5%	0.5ポイント増
プラスチック類	3.6%	17.2%	22.6%	19.1%	3.5ポイント減
ゴム・皮革類	0.1%	0.6%	3.0%	2.6%	0.4ポイント減
その他可燃物等	1.4%	5.1%	3.7%	8.3%	4.6ポイント増
ガラス類	0.0%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1ポイント増
金属類	0.1%	0.8%	0.2%	1.0%	0.8ポイント増
家電類	-	-	0.0%	1.0%	1.0ポイント増
その他不燃物	1.0%	0.3%	2.7%	1.0%	1.7ポイント減
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

表 18 湿重量調査結果一覧（燃やすごみ）

大分類	中分類	小分類	大分類		中分類		小分類			
			重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)		
紙類	新聞紙	新聞紙（リサイクル可）	26.14	26.43	1.49	1.43	0.28	0.21		
		新聞紙（リサイクル不可の状態）					1.23	1.22		
	チラシ	チラシ（リサイクル可）			2.28	1.60	1.27	0.33	1.00	0.65
		チラシ（リサイクル不可の状態）							1.29	0.96
	雑誌	雑誌			1.27	0.33	1.27	0.33		
	書籍	書籍			0.29	0.07	0.29	0.07		
	段ボール	容器包装対象			1.19	0.93	0.39	0.54	0.80	0.39
		容器包装非対象							0.35	0.62
	牛乳パック	容器包装対象			0.77	1.24	0.42	0.62	0.35	0.62
		容器包装非対象							0.42	0.62
	紙箱	紙箱			2.33	4.14	2.33	4.14		
	包装紙	包装紙			0.27	0.74	0.27	0.74		
	紙袋	紙袋			0.90	1.63	0.90	1.63		
	OA用紙	シュレッド用紙			1.88	1.86	0.46	0.44	0.46	0.44
		伝票・帳簿類							0.44	0.49
		コピー用紙							0.61	0.68
		その他のOA用紙							0.37	0.26
紙おむつ	紙おむつ	4.46	2.95	4.46	2.95					
その他紙類	その他紙類	9.00	9.51	9.00	9.51					
厨芥類	生ごみ（食べ残し） 未開封の食料品	消費期限切れの食料品	31.96	11.29	1.55	0.57	1.11	0.49		
		賞味期限切れの食料品					0.11	0.02		
	生ごみ（食べ残し以外）	表示なし			30.40	10.72	0.34	0.06	0.34	0.06
		残飯・野菜くず、茶殻等							30.40	10.72
繊維類	繊維類（衣類、古布等）	衣類（リサイクル可）	4.54	3.03	4.54	3.03	0.95	0.30		
		衣類（リサイクル不可）					3.59	2.74		
草木類	草木類	3.48	3.37	3.48	3.37					
廃食油	廃食油	0.52	0.05	0.52	0.05					
プラスチック類	フィルム系	指定ごみ袋	19.14	45.77	10.66	25.98	0.22	1.97		
		レジ袋					1.41	6.75		
		その他（容器包装対象）					5.03	8.83		
		その他（容器包装非対象）					4.01	8.45		
	PETボトル	食料用			0.67	0.95	0.09	0.06	0.09	0.06
		飲料用							0.50	0.84
		その他PETボトル（リサイクル不可）							0.08	0.05
	その他の形状のボトル	食料用			0.72	0.90	0.19	0.40	0.19	0.40
		飲料用							0.07	0.13
	ボトルのキャップ	その他ボトル（リサイクル不可）			0.18	0.02	0.18	0.02	0.46	0.37
		ボトルのキャップ							0.18	0.02
	バック・カップ類	食料用			2.23	6.27	1.75	4.71	1.75	4.71
		飲料用							0.37	1.27
	食品トレー	その他バック・カップ類			2.69	9.31	0.11	0.29	0.11	0.29
無色発泡樹脂		2.11	5.94							
有色発泡樹脂		0.49	3.33							
その他プラスチック類	その他食品トレー（リサイクル不可）	2.02	2.32	0.09	0.04	0.09	0.04			
	その他（容器包装対象）					0.07	0.08			
ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	その他（容器包装非対象）	2.58	1.65	2.58	1.65	1.95	2.25		
		ゴム・皮革類					2.58	1.65		
その他可燃物	その他可燃物	粗大ごみ、適正処理困難物	8.34	7.20	8.34	7.20	2.40	3.59		
		その他可燃物					5.94	3.61		
ガラス類	透明リターナルビン （リサイクル可のビン）	飲料用	0.35	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00		
		食料用					0.00	0.00		
		飲料用					0.05	0.02		
		食料用					0.09	0.01		
	透明ワンウェイビン	その他			0.15	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
		飲料用							0.00	0.00
	色付きリターナルビン （リサイクル可のビン）	飲料用			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		食料用							0.00	0.00
	色付きワンウェイビン	飲料用			0.18	0.01	0.17	0.01	0.17	0.01
		食料用							0.01	0.00
割れたビン	その他	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00			
	割れたビン					0.01	0.00			
その他ガラス類	その他ガラス類	0.01	0.00	0.01	0.00					
金属類	鉄類	飲料用缶（鉄）	0.95	0.41	0.56	0.04	0.01	0.00		
		食料用缶（鉄）					0.35	0.01		
		カセットボンベ・スプレー缶					0.02	0.01		
		その他の缶類					0.06	0.01		
		調理用具（なべ、やかん、フライパン）					0.03	0.00		
	非鉄金属	調理用具（その他）			0.39	0.37	0.00	0.00	0.01	0.00
		その他（鉄類）							0.07	0.00
		飲料用缶（アルミ）							0.08	0.23
		食料用缶（アルミ）							0.04	0.01
		カセットボンベ・スプレー缶							0.02	0.01
家電類	小型家電製品	その他アルミ缶	1.02	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00		
		調理用具（なべ、やかん、フライパン）					0.08	0.06		
		調理用具（その他）					0.01	0.00		
		その他（非鉄金属）					0.16	0.07		
その他不燃物	陶磁器類	携帯電話	0.98	0.44	0.30	0.01	0.30	0.01		
		乾電池等					0.10	0.00		
	蛍光灯	その他（ボタン電池、バッテリー等）			0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01
		蛍光灯							0.02	0.01
	電球	水銀含有廃棄物			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		電球							0.01	0.00
	傘	傘			0.05	0.05	0.05	0.05		
	ライター	ライター			0.03	0.00	0.03	0.00		
	その他（不燃物）	その他（不燃物）			0.46	0.37	0.46	0.37		
	合計					100.00	100.00	100.00	100.00	100.01

イ. 適正排出

燃やすごみの適正排出調査結果の経年変化を以下に示します。

表 19 適正排出調査結果の経年変化（燃やすごみ）

項目	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
燃やすごみ	72.8%	82.8%	80.1%	79.1%	1.0ポイント減
燃やさないごみ	2.6%	0.5%	1.0%	1.2%	0.2ポイント増
資源物	17.2%	13.7%	16.0%	12.6%	3.4ポイント減
集積所回収以外でリサイクル	6.4%	2.9%	0.4%	1.4%	1.0ポイント増
粗大系ごみ・適正処理困難物	1.0%	0.2%	2.5%	5.7%	3.2ポイント増
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

ウ. 含水率

家庭ごみに含まれる生ごみ及び生ごみ以外の含水率の経年変化を以下に示します。

表 20 生ごみ：含水率調査結果の経年変化（家庭ごみ：燃やすごみ）

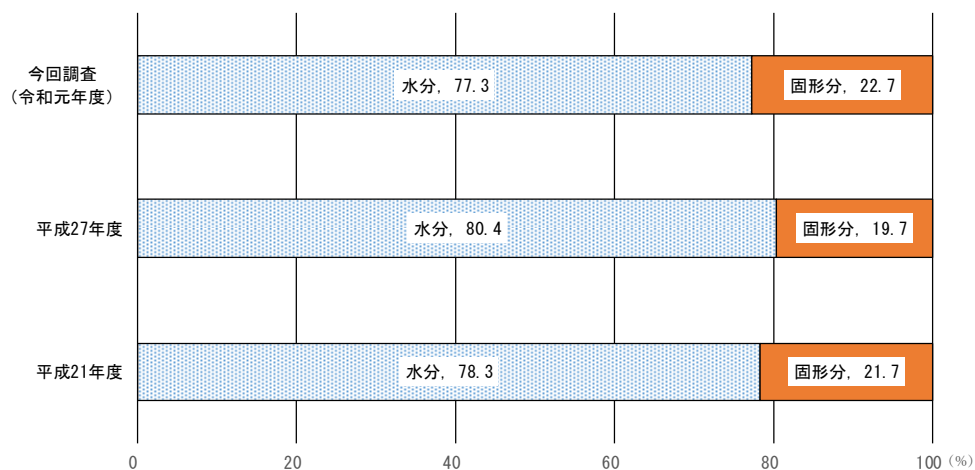
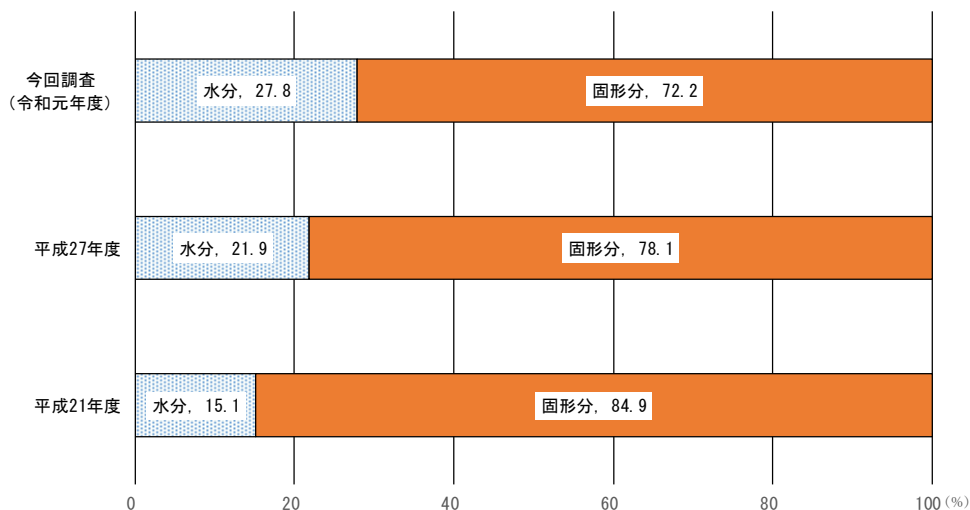


表 21 生ごみ以外：含水率調査結果の経年変化（家庭ごみ：燃やすごみ）



(2) 燃やさないごみ

ア. 湿重量（組成）

燃やさないごみの湿重量（組成）を以下に示します。

図 28 湿重量（組成）調査結果（燃やさないごみ）

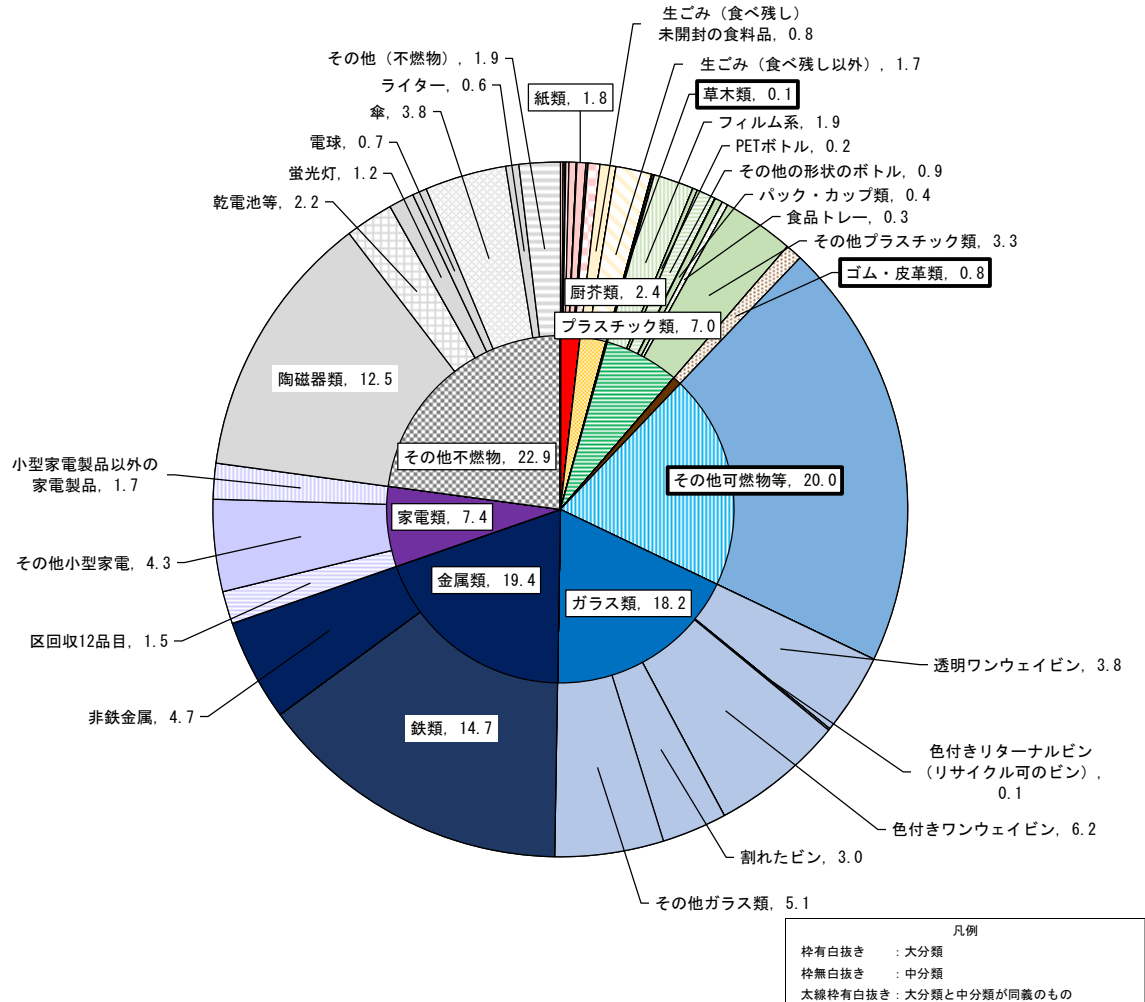


表 22 湿重量（組成）調査結果の経年変化（燃やさないごみ）

大分類	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
紙類	3.3%	1.4%	1.2%	1.8%	0.6ポイント増
厨芥類	5.7%	0.2%	0.5%	2.4%	1.9ポイント増
繊維類	0.8%	0.6%	0.1%	0.0%	0.1ポイント減
草木類	0.8%	0.9%	0.8%	0.1%	0.7ポイント減
廃食油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	変化なし
プラスチック類	49.0%	15.8%	8.6%	7.0%	1.6ポイント減
ゴム・皮革類	3.2%	0.9%	1.5%	0.8%	0.7ポイント減
その他可燃物等	2.3%	3.5%	0.6%	20.0%	19.4ポイント増
ガラス類	15.8%	16.5%	20.8%	18.2%	2.6ポイント減
金属類	11.2%	41.5%	32.1%	19.4%	12.7ポイント減
家電類	0.0%	0.0%	7.2%	7.4%	0.2ポイント増
その他不燃物	8.0%	18.8%	26.7%	22.9%	3.8ポイント減
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

表 23 組成調査結果一覧 (燃やさないごみ)

大分類	中分類	小分類	大分類		中分類		小分類	
			重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)
紙類	新聞紙	新聞紙 (リサイクル可)	1.82	5.57	0.14	0.53	0.04	0.15
		新聞紙 (リサイクル不可の状態)					0.10	0.38
	チラシ	チラシ (リサイクル可)			0.09	0.16	0.07	0.08
		チラシ (リサイクル不可の状態)			0.02	0.08		
	雑誌	雑誌			0.03	0.00	0.03	0.00
	書籍	書籍			0.15	0.04	0.15	0.04
	段ボール	容器包装対象			0.33	0.48	0.32	0.48
		容器包装非対象					0.00	0.00
	牛乳パック	容器包装対象			0.03	0.47	0.02	0.01
		容器包装非対象					0.01	0.46
	紙箱	紙箱			0.42	2.38	0.42	2.38
	包装紙	包装紙			0.00	0.00	0.00	0.00
	紙袋	紙袋			0.07	0.81	0.07	0.81
	OA用紙	シュレド用紙					0.00	0.00
		伝票・帳簿類			0.03	0.00	0.03	0.00
		コピー用紙					0.00	0.00
		その他のOA用紙					0.00	0.00
紙おむつ	紙おむつ	0.00	0.00	0.00	0.00			
その他紙類	その他紙類	0.53	0.69	0.53	0.69			
厨芥類	生ごみ (食べ残し)	消費期限切れの食料品	2.42	1.30	0.75	0.05	0.49	0.05
		賞味期限切れの食料品					0.24	0.01
	未開封の食料品	表示なし			0.01	0.00		
	生ごみ (食べ残し以外)	残飯・野菜くず・茶殻等			1.67	1.25	1.67	1.25
繊維類	繊維類 (衣類、古布等)	衣類 (リサイクル可)	0.04	0.33	0.04	0.33		
		衣類 (リサイクル不可)			0.04	0.33		
草木類	草木類	0.08	0.02	0.08	0.02			
廃食油	廃食油	0.01	0.00	0.01	0.00			
プラスチック類	フィルム系	指定ごみ袋	6.97	22.35	1.86	14.69	0.10	2.21
		レジ袋					0.66	7.25
		その他 (容器包装対象)					0.54	2.31
		その他 (容器包装非対象)					0.56	2.92
	PETボトル	食料用			0.23	0.44	0.16	0.41
		飲料用					0.07	0.03
		その他PETボトル (リサイクル不可)					0.00	0.00
	その他の形状のボトル	食料用			0.88	1.44	0.22	0.53
		飲料用					0.00	0.00
	その他のボトル (リサイクル不可)					0.66	0.91	
	ボトルのキャップ	ボトルのキャップ			0.03	0.01	0.03	0.01
	バック・カップ類	食料用			0.35	0.49	0.27	0.45
		飲料用					0.01	0.03
		その他バック・カップ類					0.08	0.01
	食品トレー	無色発泡樹脂			0.28	0.59	0.25	0.29
		有色発泡樹脂					0.03	0.29
		その他食品トレー (リサイクル不可)					0.01	0.00
その他プラスチック類	その他 (容器包装対象)	3.34	4.70	0.00	0.02			
その他 (容器包装非対象)			3.33	4.68				
ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	0.78	0.38	0.78	0.38			
その他可燃物	その他可燃物	その他可燃物	19.98	11.18	19.98	11.18		
		粗大ごみ、適正処理困難物			19.71	10.34		
ガラス類	透明リターナルビン (リサイクル可のビン)	飲料用	18.16	9.99	0.00	0.00	0.00	0.00
		食料用					0.00	0.00
		飲料用					0.64	0.25
	透明ワンウェイビン	食料用			3.78	1.67	2.10	1.11
		その他					1.04	0.31
	色付きリターナルビン (リサイクル可のビン)	飲料用			0.08	0.02	0.08	0.02
		食料用					0.00	0.00
	色付きワンウェイビン	飲料用			6.21	4.50	5.59	4.29
		その他					0.25	0.10
	割れたビン	割れたビン			3.03	1.94	3.03	1.94
その他ガラス類	その他ガラス類	5.07	1.86	5.07	1.86			
金属類	鉄類	飲料用缶 (鉄)	19.41	30.44	14.67	20.63	0.12	0.21
		食料用缶 (鉄)					2.47	4.08
		カセット式ボンベ・スプレー缶					3.34	8.23
		その他の缶類					0.84	1.11
		調理用具 (なべ、やかん、フライパン)					1.24	1.35
		調理用具 (その他)					0.04	0.01
	非鉄金属	その他 (鉄類)			6.62	5.64		
		飲料用缶 (アルミ)					0.34	1.86
		食料用缶 (アルミ)					0.11	0.57
		カセット式ボンベ・スプレー缶			4.74	9.81	0.94	2.21
その他のアルミ缶			0.20	0.07				
調理用具 (なべ、やかん、フライパン)			0.90	0.77				
調理用具 (その他)			0.15	0.05				
その他 (非鉄金属)			2.10	4.28				
家電類	小型家電製品	携帯電話	7.44	4.67	0.00	0.00	0.00	0.00
		区回収12品目					1.51	0.84
	その他小型家電	コード類 (ACアダプタ含む)			4.28	2.37	4.28	2.37
		その他小型家電			1.65	1.45	1.65	1.45
小型以外の家電製品	小型家電製品以外の家電製品							
その他不燃物	陶磁器類	陶磁器類	22.88	13.78	12.49	6.53	12.49	6.53
		乾電池等					2.25	0.28
	その他 (ボタン電池、バッテリー等)					0.12	0.01	
	蛍光灯	1.17			0.71	1.17	0.71	
	水銀含有廃棄物	0.00			0.00	0.00	0.00	
	電球	0.66			0.69	0.66	0.69	
	傘	3.79			4.47	3.79	4.47	
	ライター	0.60			0.05	0.60	0.05	
	その他 (不燃物)	1.91			1.05	1.91	1.05	
合計			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

イ. 適正排出

燃やさないごみの適正排出調査結果の経年変化を以下に示します。

表 24 適正排出調査結果の経年変化（燃やさないごみ）

項目	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
燃やすごみ	14.4%	22.1%	12.0%	10.7%	1.3ポイント減
燃やさないごみ	50.6%	60.8%	63.5%	50.1%	13.4ポイント減
資源物	30.1%	14.9%	17.0%	13.6%	3.4ポイント減
集積所回収以外でリサイクル	1.0%	1.1%	4.4%	6.4%	2.0ポイント増
粗大系ごみ・適正処理困難物	3.9%	1.2%	3.1%	19.3%	16.2ポイント増
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) 容器包装廃棄物の割合

排出実態調査結果から算出した容器包装廃棄物^注の割合を以下に示します。

表 25 容器包装廃棄物の割合

項目		平均	全体（平均）
家庭+事業系	容器包装廃棄物	燃やすごみ	22.3%
		燃やさないごみ	
	容器包装以外の廃棄物	燃やすごみ	77.7%
		燃やさないごみ	
家庭	容器包装廃棄物	燃やすごみ	22.0%
		燃やさないごみ	
	容器包装以外の廃棄物	燃やすごみ	78.0%
		燃やさないごみ	
事業系	容器包装廃棄物	燃やすごみ	22.8%
		燃やさないごみ	
	容器包装以外の廃棄物	燃やすごみ	77.2%
		燃やさないごみ	

注) 容器包装廃棄物とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合も含む。）であって、当該商品が消費、または商品と分離された場合に不要となる物をいう。ここで「容器」とは商品を入れる「もの」であり、袋も容器に含まれる。「包装」とは商品を包む「もの」である。（出典：環境省「市町村分別収集計画策定の手引き（九訂版）」）。

資料編 4 区民のごみ減量に対する意識調査結果【概要】

1. 調査概要

(1) 調査の目的

区民の減量に対する意識調査は、施策の効果や認知度、区民の意見等を把握し、区のごみ処理における課題の抽出や施策の検討等に利用する基礎情報の取得を目的として実施しました。

(2) 調査対象

調査対象は、墨田区が住民基本台帳（令和元年9月1日時点）から無作為に抽出した1,500人としました。

(3) 調査内容

区が実施している施策の効果や認知度、経年の調査結果との比較、区のごみ処理における課題、区民の意見等を取得できる設問を設定し、アンケートに回答していただきました。

表 26 各設問のねらい

設問	ねらい
問 1	燃やすごみ排出量の把握、燃やさないごみ排出量の把握
問 2	資源物の排出方法の把握
問 3	ごみに関する情報の入手先の把握
問 4	区のごみ処理や情報公開に関する満足度の把握
問 5	ごみへの関心度の把握
問 6	ごみに関する行動の把握
問 7	食品ロスに関する認知度、取組意欲の把握 (区民への「食品ロス削減」の啓発を兼ねている)
問 8	容器包装プラスチックの分別収集への協力の把握
問 9	容器包装プラスチックの拠点回収への協力の把握
問 10	区の施策の認知度及び協力状況の把握
問 11	ごみの分別に関する問題の把握
問 12	区のごみ、資源物収集頻度に関する満足度の把握
問 13	区の施策に関する満足度の把握
問 14	区の清潔さに関する満足度の把握
問 15	自由意見の収集

(4) 調査期間

アンケートの発送：令和元年10月30日

アンケート回答期限：令和元年11月18日

(5) アンケート回答状況

発送した1,500票のうち606票を回収しました。宛先不明や転出等で返送された12票を除く1,488票の有効数に対しての有効回答率は40.7%でした。

2. 調査結果（概要）

区民のごみ意識調査結果の概要について、表 27 に示します。

表 27 区民のごみ減量に対する意識調査結果の概要（1）

項目	調査結果のまとめ
回答者の属性 （経年変化）	<ul style="list-style-type: none"> 性別について、経年変化でみると男性の割合は増加しているが、回答者の割合は半数以上が女性となっている。 年代について、「60代」の回答者の割合が低くなり、「20代」～「50代」の割合が高くなっている。 世帯人数について、「4人」以上の割合が低くなり、「1人」の割合が高くなっている。 居住年数について、これまで半数以上を占めていた「20年以上」の割合が低くなっている。
燃やすごみ、 燃やさないごみ の排出量	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみの排出量について、1回に出すごみの量は、レジ袋大（約15L）で、「約1袋～3袋」の回答者の割合が75%以上を占めている。 燃やさないごみの排出量について、1回に出すごみの量は、レジ袋大（約15L）で、「出さない～約1袋」の回答者の割合が80%以上を占めている。
資源物の 排出方法 （経年変化）	<ul style="list-style-type: none"> 廃食油以外の資源物について、「集団回収に出している」の割合は低くなっている。 缶、びんの排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」の割合が低くなり、「燃やさないごみとしてごみ集積所に出す」の割合が高くなっている。 ペットボトル、食品トレーの排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」の割合が低くなり、「燃やすごみとしてごみ集積所に出す」の割合が高くなっている。 古布、古着の排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」、「リサイクルショップに売る」の割合が増加している。 廃食油の排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」、「集団回収に出している」の選択肢が追加されたが、割合は低くなっている。
ごみに関する 情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手先について、「資源物とごみの分け方・出し方パンフレット」、「墨田区のホームページ（資源物・リサイクル関連のページ）」、「資源物とごみの収集カレンダー」の順であった。 年代が上がるほど「資源物とごみの分け方・出し方パンフレット」、「すみだ区報」で情報を入手している回答者が多くなっている。 「墨田区のホームページ（資源物・リサイクル関連のページ）」で情報を入手しているのは30代が最も多く、次いで40代、20代の順となっている。 「資源物とごみの収集カレンダー」で情報を入手しているのは50代が最も多く、次いで60代、30代の順となっている。
区のごみ処理や 情報公開に関する 満足度	<ul style="list-style-type: none"> 区のごみ処理や情報公開に関する満足度について、「どちらかといえばそう思う」、「分からない」、「そう思う」の順であった。 年代が上がるほど「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなる傾向がみられるが、30代は他の年代と比較して低くなっている。 世帯人数が「4人」、居住年数が「1年以上～3年未満」、居住形態が「寮、官舎、下宿等」の回答者の満足度が低くなっている。
ごみに関する 関心度	<ul style="list-style-type: none"> ごみへの関心度について、「関心があり、普段からごみの減量や分別等を心がけて行動している」、「関心があり、時々はごみの減量や分別等を心がけて行動している」の2項目で約80%を占めている。 年代が上がるほど「関心があり、普段からごみの減量や分別等を心がけて行動している」、「関心があり、時々はごみの減量や分別等を心がけて行動している」の割合が高くなっている。 経年変化をみると、「行動している」の割合は高くなっており、「どちらともいえない」または「特に関心がない」の割合は低くなっている。

表 27 区民のごみ減量に対する意識調査結果の概要（2）

項目	調査結果のまとめ
ごみに関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみに関する行動について、「資源物とごみの分別をしている」「生ごみは水をよく切って出している」「買い物袋を持参し、レジ袋はできるだけもらわない」の順となっている。 ・「資源物とごみの分別をしている」はどの年代でも高い結果となっている。 ・年代が上がるほど「生ごみは水をよく切って出している」の割合が高くなる傾向がみられるが、30代は20代よりも割合が低くなっている。 ・経年変化をみると、「詰め替え商品の購入」、「買い物袋の持参」、「少量売り商品の購入」、「リサイクルショップやフリーマーケットの利用」の割合は高くなっている一方、「余分な購入を控える」、「過剰包装を断る」、「故障しても修理して使う」の割合は低くなっている。
食品ロスに関する認知度、取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの定義に関するクイズの正解率は48.7%であった。また、食品ロス発生量に関するクイズの正解率は90.9%であった。 ・食品ロスを減らすために取り組めることについて、「冷凍保存を活用する」、「残さず食べるようにする」、「賞味期限を過ぎててもすぐには捨てず、自分で食べられるかを判断する」の順となっている。 ・年代が上がるほど「料理を作りすぎないようにする」の割合が高くなっている。
容器包装プラスチックの分別収集への協力度	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック分別収集への協力度について、「積極的に分別に協力したい」、「できる範囲で協力したい」の2項目で約90%となっている。 ・「積極的に分別に協力したい」、「できる範囲で協力したい」の合計が最も高いのは60代であり、30代は他の年代と比較して低くなっている。 ・「ごみ集積所のない集合住宅」の回答者は、「積極的に分別に協力したい」、「できる範囲で協力したい」の割合が低くなっている。
容器包装プラスチックの拠点回収への協力度	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックの拠点回収への協力度について、「できる範囲で協力したい」、「積極的に分別に協力したい」の2項目で80%以上となっている。 ・年代が高くなるほど「できる範囲で協力したい」、「積極的に分別に協力したい」の割合が高くなる傾向がみられ、60代が最も高くなっている。 ・「ごみ集積所のない集合住宅」の回答者は、「できる範囲で協力したい」、「積極的に分別に協力したい」の割合が低くなっている。
区の施策の認知度及び協力状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区の施策の認知度について、「生ごみの水切り励行」、「拠点回収の実施」、「雑がみの資源物排出の協力強化」の順であった。 ・50代以上では「生ごみの水切り励行」の認知度が30%以上となっているが、40代以下では30%以下となっている。 ・「生ごみの水切り励行」、「拠点回収の実施」の認知度は50代が最も高い。一方、20代は総じて施策の認知度が低くなっている。
ごみの分別に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題なく分別できる」の割合が低い品目は、「食品トレー」、「古布、古着」、「廃食油」、「小型家電」、「家電リサイクル法対象品」であった。 ・「分別区分が分からない」の割合が高い品目は、「燃やさないごみ」、「古紙（新聞・段ボール・紙パック・雑誌・雑がみ）」、「食品トレー」、「古布、古着」、「金属製調理器具（鍋・やかん・フライパン）」、「乾電池」、「廃食油」、「小型家電」、「粗大系ごみ」であった。 ・「分別して出すのに手間がかかる」の割合が高い品目は、「燃やすごみ（生ごみ・プラスチック類を含む）」、「古紙（新聞・段ボール・紙パック・雑誌・雑がみ）」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「食品トレー」であった。 ・「複数の素材があるため、分別できない」の割合が高い品目は、「燃やすごみ（生ごみ・プラスチック類を含む）」、「燃やさないごみ」であった。 ・「どこまで汚れを落とせばよいか分からない」の割合が高い品目は、「缶」、「びん」であった。
区のごみ、資源物収集頻度に関する満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物の収集頻度に関する満足度について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が80%以上となっているが、粗大系ごみの収集に関する満足度は、70%以下となっており、「そう思う。」の割合も49.8%と低くなっている。

表 27 区民のごみ減量に対する意識調査結果の概要（3）

項目	調査結果のまとめ
区の実策に関する満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の実策に関する満足度について、「どちらかといえばそう思う」、「分からない」、「そう思う」の順であった。 ・ 年代が上がるほど「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなっているが、20代、30代では「分からない」の割合が高くなっている。 ・ 世帯人数が「4人」、居住年数が「1年以上～3年未満」、居住形態が「ごみ集積所のない集合住宅」及び「寮、官舎、下宿等」に該当する回答者の満足度が低くなっている。
区の清潔さに関する満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の清潔さに関する満足度について、「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」、「どちらかといえばそう思わない」の順であった。 ・ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が最も高いのは「40代」であり、最も低いのは「50代」であった。
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「区民への広報、周知の方法改善の要望・意見」（37件） ・ 「区のごみ、資源物の収集方法への要望・意見」（32件） ・ 「区民への啓発・指導（ごみ出しマナーが悪い人への指導を含む）の要望・意見」（31件） ・ 「粗大系ごみの処理方法改善の要望・意見」（27件） ・ 「区のごみ、資源物の分別区分（プラスチックごみ回収の要望を含む）への要望・意見」（20件） <p>※件数は重複を含む。</p>

資料編5 事業所のごみ減量に対する意識調査結果【概要】

1. 調査概要

(1) 調査の目的

事業所のごみ減量に対する意識調査は、事業所のごみの排出状況や意見等を把握し、区のごみ処理における課題の抽出、施策の検討等に利用する基礎情報の取得を目的として実施しました。

(2) 調査対象

各業種の中小企業、約 1,000 事業所に、排出実態調査時に有料ごみ処理券に社名が記載されていた 11 事業所を加えた、1,011 事業所を調査対象としました。

(3) 調査内容

家庭ごみと事業系ごみ及び一般廃棄物と産業廃棄物の分別状況等を確認する設問を設定し、アンケートに回答していただきました。

表 28 各設問のねらい

設問	ねらい
問 1	ごみ集積所への排出有無の確認
問 2	家庭ごみと事業系ごみの分別状況の把握
問 3	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託していない理由の把握
問 4	食品ロス削減推進法の認知度の把握
問 5	食品ロス削減策の実施状況の把握
問 6	食品ロス削減策を実施していない理由の把握
問 7	ごみの排出・分別状況及び排出量の把握
問 8	廃プラスチックが産業廃棄物に分類されることについての理解度の把握
問 9	ごみ排出量の変化に対する認識の把握
問 10	ごみの減量化、資源化、分別に関する取組の実施状況の把握
問 11	ごみの減量や資源化に取り組む理由の把握
問 12	ごみの減量や資源化に取り組むうえでの問題点の把握
問 13	ごみの減量化、資源化を検討している品目の把握
問 14	ごみに関する情報の入手先の把握
問 15	必要と考えている施策の把握
問 16	自由意見の収集
問 17	包装材、レジ袋等の使用状況の把握（『小売店』『販売店』限定）
問 18	ごみの減量やリサイクルの取組の把握（『小売店』『販売店』限定）

(4) 調査期間

アンケートの発送：令和元年 10 月 30 日

アンケート回答期限：令和元年 11 月 18 日

(5) アンケート回答状況

発送した 1,011 票のうち 378 票を回収しました。宛先不明等で返送された 32 票を除く 979 票の有効数に対しての有効回答率は 38.6%でした。

2. 調査結果（概要）

事業所のごみ意識調査結果の概要について、表 29 に示します。

表 29 事業所のごみ減量に対する意識調査結果の概要（1）

項目	調査結果のまとめ
事業所の属性（経年変化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業形態について、「販売店、店舗」、「工場、作業所」の割合が低くなり、「事務所・営業所」の割合が高くなっている。 ・ 従業員数について、30 人未満の事業所の割合が高くなっている。 ・ 事業所の形態について、「ビル等に入居」の割合が高くなっている。 ・ 墨田区内での営業年数について、20 年以上の割合が半数以上となっている。
ごみ集積所への排出有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積所への排出有無について、「出している」と回答した事業所が 60.3%、「出していない」と回答した事業所が 36.5%であった。 ・ 従業員が 200 人以上の事業所で「ごみ集積所へごみを排出している」と回答した事業所はなかった。 ・ 墨田区内での営業年数が 1 年未満の事業所は、ごみ集積所へごみを排出している割合が低くなっている。
家庭ごみと事業系ごみの分別状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅併設の事業所の、家庭ごみと事業系ごみの分別状況について、「分別している」と回答した事業所が 82.5%、「だいたい分別している」と回答した事業所が 7.5%であった。 ・ 一方、「分別していない」と回答した事業所が 10.0%であった。
一般廃棄物収集運搬許可業者に委託していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託していない理由について、「区の収集（ごみ集積所）に出しているから」、「ほとんどごみが出ないから」の 2 項目で約 80% を占めている。 ・ 経年変化をみると、「ほとんどごみが出ないから」、「区の収集（ごみ集積所）に出しているから」と回答した割合は低くなっており、「値段が高いから」、「一般廃棄物処理業者がよく分からないから」、「自社で清掃工場に運んでいるから」、「親会社や関連会社が処理しているから」と回答した割合は高くなっている。
食品ロス削減推進法の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減推進法の認知度について、「知っているが内容はよく分からない」と回答した事業所が 50.5%、「知らない」と回答した事業所が 31.5%であった。一方、「十分理解している」と回答した事業所は 14.3%であった。 ・ 食品ロス削減推進法に関連する業種である「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、事業形態が「飲食店」であっても「知らない。」と回答した事業所が多く、食品ロス削減推進法の認知度が低いことが伺える。
食品ロス削減策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減策の実施状況について、「特に実施していない」、「その他」、「少量（小盛）商品・メニュー提供」の順であった。 ・ 「その他」の回答としては、「余分に買い物しない」、「商品の冷凍保存」等が挙げられている。
食品ロス削減策を実施していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減策を実施していない理由について、「食品ロスが発生しない」と回答した事業所が 81.6%と大部分を占めている。

表 29 事業所のごみ減量に対する意識調査結果の概要（2）

項目	調査結果のまとめ
ごみの排出・分別状況及び排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・「区のごみ集積所に、燃やすごみとして出している」が最も高くなっている品目は、「燃やすごみ」、「生ごみ」、「雑がみ」であった。ただし、「生ごみ」については「発生しない」の割合も高くなっている。 ・「区のごみ集積所に、資源物として出している」が最も高くなっている品目は、「新聞」、「雑誌」、「段ボール」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」であった。ただし、「新聞」、「雑誌」については「発生しない」の割合も高くなっている。 ・「区のごみ集積所に、燃やさないごみとして出している」が最も高くなっている品目は、「燃やさないごみ」、「蛍光灯」であった。 ・「紙パック」は「発生しない」の割合が最も高くなっている。 ・排出量について、1回に出すごみの量（1袋＝45L換算）は、すべての品目において「1袋未満」の割合が最も高くなっており、「燃やすごみ」以外の品目で「1袋以上」と回答した事業所の割合は低くなっている。 ・「燃やすごみ」については、ごみ集積所に1回に5袋以上排出していると回答している事業所もみられた。
廃プラスチックが産業廃棄物に分類されることについての理解度（排出方法の理解度）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの排出方法の理解度について、「知っていた」が55.0%、「知らなかった」が41.8%であった。 ・業種によってばらつきがみられるが、従業員数が多い事業所及び墨田区での営業年数が長い事業所ほど「知っていた」の割合が高くなっている。
ごみ排出量の変化に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の変化に対する認識について、「やや減っている」が47.6%と最も割合が高く、次いで「やや増えている」が21.7%、「減っている」が20.6%の順であり、「増えている」と回答した事業所は2.9%であった。経年変化をみると、「増えている」、「やや増えている」の割合が高くなっている。 ・全体的に「やや減っている」、「減っている」の割合が高くなっているが、業種では「金融業、保険業」、事業形態では「ホテル、旅館」については、「増えている」、「やや増えている」の割合が高くなっている。
ごみの減量化、資源化、分別に関する取組の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や分別に関する取組の実施状況について、「書類のペーパーレス化に努めている」、「缶やびんの分別回収箱を設置している」、「古紙回収箱を設置している」の順であった。
ごみの減量や資源化に取り組む理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や分別に取り組む理由について、「ごみを減らすことでコスト削減につながるため」、「会社の社会的責任を果たすため」、「法律で定められているため」の順であった。 ・属性を問わず、「ごみを減らすことでコスト削減につながるため」が最も大きな理由となっている。
ごみの減量や資源化に取り組むうえでの問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「特に問題ない」の割合が39.7%、「資源化できるものが出ない、または発生量が少ない」の割合が22.2%であった。 ・問題点として挙げられている項目は「資源物を保管しておく場所がない」、「機密書類が多く、リサイクルが難しい」、「従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい」の順であった。 ・事業所の形態が「共同住宅と兼用」である事業所は、他の属性と比較して「特に問題ない」の割合が低くなっている。
ごみの減量化、資源化を検討している品目	<ul style="list-style-type: none"> ・減量や分別を検討している品目について、「コピー用紙、OA用紙」、「雑がみ」、「段ボール」の順であった。 ・従業員数が100人未満の事業所は、「コピー用紙、OA用紙」、「雑がみ」、「段ボール」の資源化を検討している割合が高くなっている。

表 29 事業所のごみ減量に対する意識調査結果の概要（3）

項目	調査結果のまとめ
ごみに関する情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみに関する情報の入手先について、「区の広報」、「インターネット」、「特になし」の順であった。 ・ 事業所の形態が「戸建て住宅と兼用」の事業所は、ごみに関する情報を「区の広報」によって入手している割合が高くなっている。
必要と考えている施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と考えている施策について、「ごみ減量化・資源化マニュアルの提供」、「ごみ減量化・資源化の事例紹介」、「事業者に対するごみの減量・リサイクルの啓発、指導」の順で、事業所の属性を問わず、割合が高くなっている。
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「区のごみ処理に対する要望・意見」（13件）
包装材、レジ袋等の使用状況 （『小売店』『販売店』限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装材、レジ袋等の使用状況について、「包装はほとんどしていない」が50.0%と最も高く、次いで「包装は必要最小限としている」が32.6%となっている。 ・ 経年変化をみると、「過剰包装の場合がある」、「ものによっては過剰包装の場合がある」の割合は低くなっている。
ごみの減量やリサイクルの取組 （『小売店』『販売店』限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋の削減に関する取組についてみると、「特に何もしていない」が65.0%と最も割合が高く、次いで「その他」、「買い物袋を持参した人にサービス（ポイント付与等）する制度を設けている」、「レジ袋を有料にしている」の順であった。 ・ 資源物回収ボックスの設置について、「設置していない」が70.0%となっており、経年変化をみると、すべての資源物について回収ボックスの設置割合が減少している。 ・ ごみ減量やリサイクルのために取り組んでいることについて、「クリーニング袋の配布」、「分別の徹底」、「食品残さ削減」等が挙げられている。

資料編 6 河川のプラスチックごみ回収調査結果

1. 調査概要

(1) 調査の目的

河川のプラスチックごみ回収調査は、河川に流れているプラスチックごみを回収し、その組成を確認するとともに、調査結果を公表することで、区民に対して河川的环境保全やプラスチックごみ削減を啓発することを目的として実施しました。

(2) 調査対象河川

北十間川（荒川水系）

(3) 調査項目

河川を流れているプラスチックごみを回収し、組成の確認を行いました。

なお、調査対象物はプラスチックごみですが、プラスチック以外のごみについても回収し、大まかな分類、計測を行いました。

(4) 調査期間

調査期間は、令和元年 10 月 22 日から 10 月 25 日までの 4 日間としました。

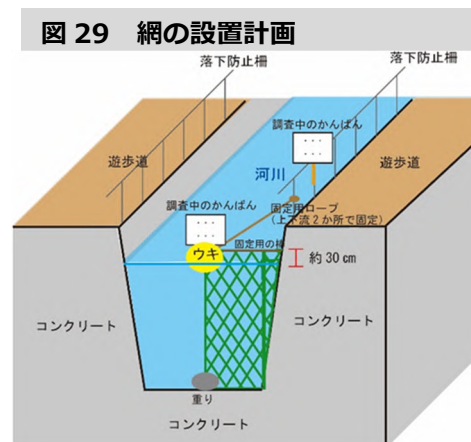
(5) 調査方法

ア. 河川への網の設置

ロープ、ウキ、錨等を使用して河川に網を設置しました（網は魚類等を誤獲しないように農業用のネットを使用）。

また、浮いているごみから水中を流れていくごみまで漏らさず回収するため、水面上約 30 cm の高さから川底まで設置しました。

なお、船舶との接触を回避するため、かんばん等で調査中であることを示すと同時に、船舶から視認されやすい色・大きさのウキを設置しました。



イ. ごみの回収及び計量・記録

網の設置の 3 日後に、網にかかったごみを回収し、分類・計量・写真撮影を行いました。

ウ. 調査地点

調査地点は、北十間川の東寄り、福神橋から旧中川合流部までの 1 地点としました。

2. 調査結果

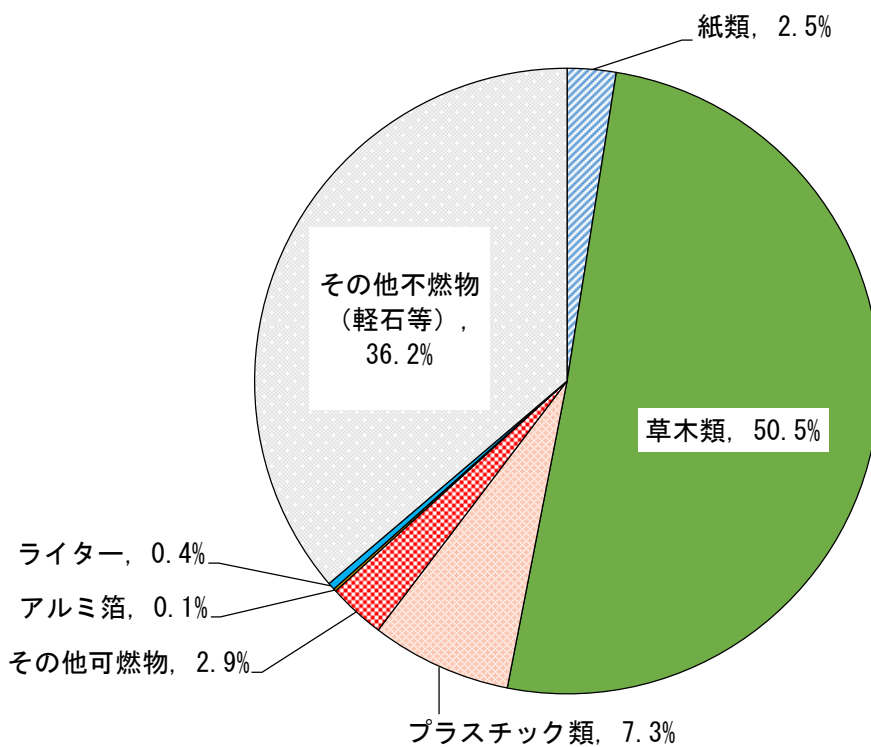
(1) 確認されたごみ

本調査で確認されたごみ（湿重量で 4.7 kg）の組成（湿重量割合）を以下に示します。

発達した低気圧と台風 21 号の影響により、強い河川の逆流が発生したため、確認されたごみの大半は令和元年 10 月 25 日（金）の 1 日間で回収したものでした。

確認されたごみの内訳をみると、草木類（ヨシの枯葉等）が 50.5%と最も多くの割合を占めています。次いでその他不燃物（軽石等）が 36.2%、プラスチック類（レジ袋、プラスチック製品の破片、パック容器等）が 7.3%でした。

図 30 確認されたごみの種類（組成）



注) 端数処理より、合計が 100%にならない場合があります。

図 31 確認されたプラスチック類（左）とヨシの枯葉等（右）

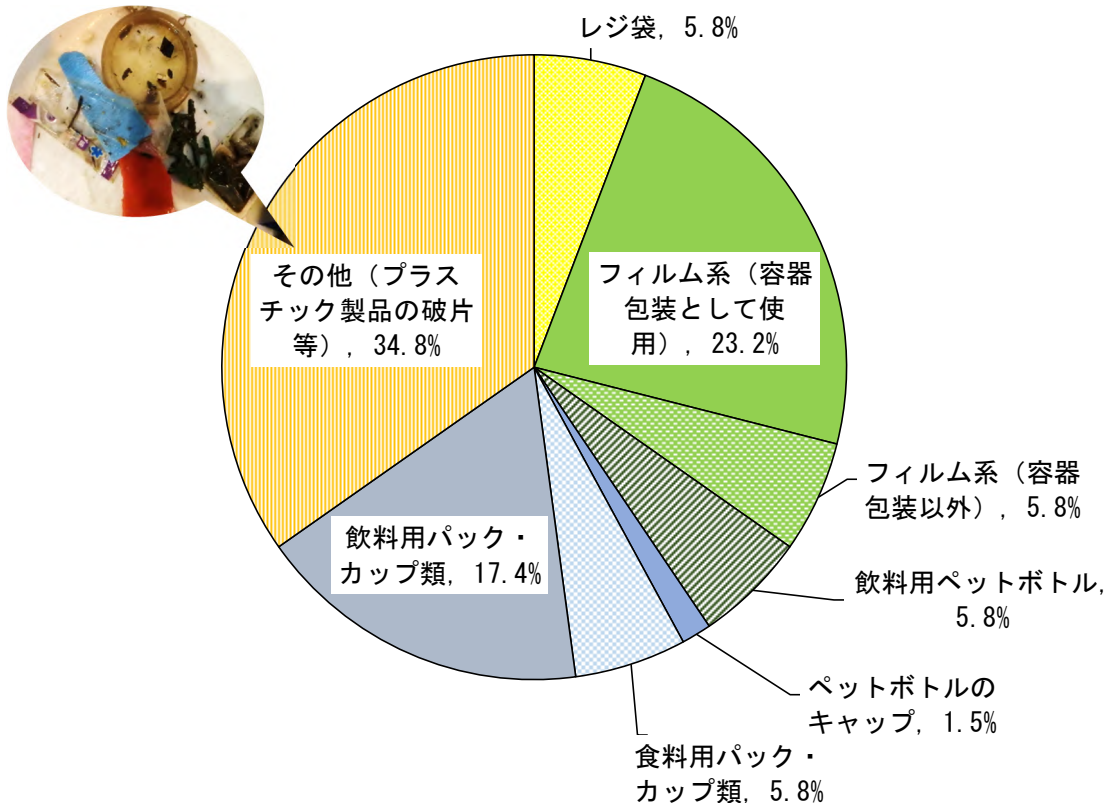


(2) 調査結果からの考察

確認されたプラスチックごみ（湿重量で 345 g）の種類を以下に示します。

プラスチックの破片等で構成される「その他プラスチック類」が 34.8%と最も多く、河川の段階から既にプラスチック製品等からマイクロプラスチックへの移行が進行していることが伺えます。

図 32 確認されたプラスチックごみの種類



注）端数処理より、合計が100%にならない場合があります。

マイクロプラスチックとは？

マイクロプラスチックは、海や自然の中に拡散した、大きさが 5 ミリメートル以下の微小なプラスチック粒子のことで、紫外線や波浪によって微小な断片になったプラスチックや、洗濯排水に含まれる繊維、研磨材として含まれているマイクロビーズ等が含まれます。

近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、特にマイクロプラスチックの海洋汚染対策が世界中で進められています。

海のごみの8割が陸地から移動してきたものと考えられていることから、河川を経由して海域に流入するプラスチックも多く存在すると考えられます。しかし、まだ調査等が進んでおらず、不明な点も多いため、今後は環境省の「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等に則った調査が、日本全国で展開されると考えられます。今回、墨田区ではそれに先駆けて独自の調査を実施しました。

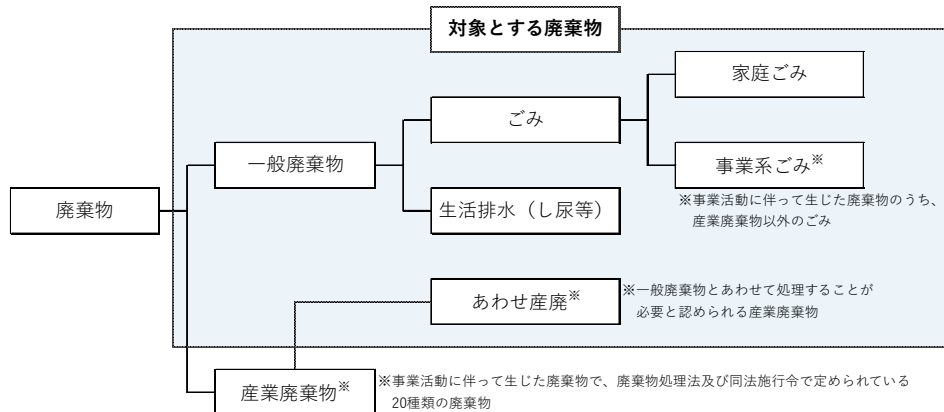
あ行

一般廃棄物

一般廃棄物とは廃棄物処理法において、産業廃棄物以外の廃棄物と規定されている。

本計画では、区内で発生する一般廃棄物と、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物（あわせ産廃）を対象の廃棄物としている。

図 33 計画の対象とする廃棄物



か行

拡大生産者責任

製品が使用され廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分において、その製品を生産した生産者が、物理的または経済的に一定の責任を負うという考え方

行政回収

行政（墨田区）が主体となって行うごみ・資源物の回収を指す。本計画においては、墨田区が主体となって行う資源物回収を、集団回収と区別して「行政回収」と記載している。

許可収集・持込ごみ

事業者自ら、または事業者から委託を受けた廃棄物処理業者が、中間処理施設などに直接搬入する事業系ごみ

区収集ごみ

区が収集する家庭や小規模事業者から排出されるごみ、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ（家庭ごみのみ）の総称

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に分解するなどして、化学原料・物質に再生するリサイクル手法

戸別収集

ごみを集積所ではなく、各家庭の玄関先等に出していただき、清掃職員が1軒ずつ収集していく収集方法

ごみ総量

本計画においては、区収集ごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）と資源物回収量（集団回収・行政回収）の合計量とする。

さ行

最終処分場

リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）されない廃棄物の最終処分（埋立処分）を行う場所（施設）。23区における最終処分（埋立処分）は、23区と東京二十三区清掃一部事務組合が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施している。23区最後の埋立処分場である新海面処分場を延命するため、廃棄物等の更なる減量化や有効利用が求められている。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。ごみ発電や外部施設の暖房・給湯・温水プールへの余熱利用等に活用される。墨田清掃工場では、すみだスポーツ健康センターへ熱供給（無償）を行っている。

3010（さんまるいちまる）運動

飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす取組

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭からでる古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源（有価・無価を問わず廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。日本全体では、年間612万トン（農林水産省：平成29年度推計値）が捨てられており、国民1人あたりに換算すると、お茶碗1杯分（約132g）の食べ物が毎日捨てられていることになる。

墨田区ごみ分別案内チャットボット

パソコンやスマートフォンから、資源物とごみの分け方・出し方について、24 時間 365 日問い合わせができる「ごみ分別 AI（人工知能）サービス」の名称。東京 23 区初の運用として平成 30 年 7 月から開始。機能には、分別案内を含む「資源物・ごみ」に関する情報（粗大ごみ処理手数料、資源物の回収拠点場所等）などを搭載している。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった、循環型社会を形成していくためのキーワード

粗大ごみ運び出し事業

粗大ごみを部屋から運び出すことが困難な高齢者のみの世帯等を対象に、清掃職員が部屋から粗大ごみを運び出し、収集する事業

た行

食べきり推奨店登録事業

食べ残し等、食品ロスの削減に取り組む店舗等を「墨田区食べきり推奨店」として登録し、その取組を広く周知する事業。この取組に賛同し、食べきり推奨店の登録店となった事業者には、認定証と認定ステッカーを交付している。

中間処理

焼却・脱水・破碎・選別などにより、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後、環境に悪影響を与えないように処理すること

2R（ツーアール）

3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルに比べ優先順位が高いリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称している。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成 12 年 4 月に特別区が地方自治法第 284 条に定める一部事務組合として設置した特別地方公共団体。特別区内から発生する廃棄物の中間処理を実施しており、管理者は特別区の区長より互選される。事務内容として、①可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理施設の整備及び管理運営が挙げられる。

な行

年間総排出量

本計画では、区収集ごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）、許可収集・持込ごみ量、資源物回収量（集団回収・行政回収）の合計量とする。

は行

ふれあい収集事業

集積所までごみを排出することが困難な高齢者のみの世帯等を対象に、清掃職員が玄関先までごみを収集に行く戸別訪問事業。平成 29 年度に事業名称を「ふれあい収集事業」に改め、収集だけでなく福祉関係機関と連携した安否確認、熱中症対策の呼びかけなどを実施し、「ゆるやかな見守りサービス」を兼ねた収集事業を展開している。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物を製品原材料として再利用するリサイクル手法。「材料リサイクル」ともいう。

ら行

リサイクルルート維持対策費

古紙の価格が一定基準以下に下がった場合に、リサイクルルートの維持を目的として、区が集団回収業者に対して支払う費用

わ行

わかるくん（環境啓発車両）

環境学習やイベント等の啓発の場で活躍するごみ収集体験車両の名称。令和元年 6 月に導入された新型車両は、区内の小学校で実施している環境学習に参加した児童の意見や要望を反映し、極限までクリアランスな外観デザインにするなど、清掃車両の仕組みが十分伝わる架装、近未来を感じることが出来るデザインとなっている。

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもの



つながる
墨田区

墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)

もったいないの一步先 ごみを出さない New Style
～ 未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ ～
2021 (令和 3) 年度～2030 (令和 12) 年度

令和 3 年 4 月

発行 墨田区都市整備部環境担当 すみだ清掃事務所
〒130-0002 東京都墨田区業平五丁目 6 番 2 号
TEL : 03-5608-6922
FAX : 03-5608-2573
E-mail : seisou@city.sumida.lg.jp

